

大正期耕作地主と小商品生産

福田 はぎの

- | | |
|---------------|------------------|
| はじめに | (2) 経営支出の動向 |
| 1. 土地所有の性格 | 4. リンゴ経営の性格 |
| 2. 小作地と自作地経営 | (1) リンゴ経営と家族労働力 |
| (1) 小作田と米販売 | (2) 中沢家と真島果樹組合事業 |
| (2) 小作畑の増加 | (3) 中沢家経営の性格 |
| 3. 自作地経営と収支変動 | 小 括 |
| (1) 養蚕業の縮小 | |

はじめに

本稿は北信地方更級郡真島村（現在長野市真島）の中沢家を対象に、大正期の耕作地主の経営展開を、当該期の小商品生産の動向との関連において分析する試みである。耕作地主という概念は一般的に、地主小作関係が明治後半以降日本資本主義の確立に対応して体制的に成立・展開するなかで、一定の土地所有者でありながらも小作料に完全に寄生化することなく、農業生産に自ら従事し、経営的活動成果をあげる地主と規定することができる。それは経営階層上、必ずしも自作大農層である必要はないが、経営収入以外の小作料収入により自作層以上の経済力をもつがゆえに富農、あるいは単に自作地主とも規定されている。またその歴史的性格に関しては、資本主義成立期したがって少なくとも明治中期までの農民層の地主小作分解過程で輩出した「ブルジョア的」発展可能性を有した、またその意味で主体的に生産者の性格を保持した地主・富農であり、近代日本農村における特殊概念として豪農¹⁾とも規定されてきた階層と重複する。しかし都市で資本主義生産が確立する一方、農村で小農経営がもはや動かし難く一般化する明治後期においては、豪農が過去の歴史的な概念となりつつあると同時に旧型富農²⁾の範疇に包括されるようになる。その変化の基本的指標としては、さしあたり「ブルジョア的」発展要素の消滅ということができる。しかしではその主体的生産者の性格も同時に消滅してし

1) 拙稿「明治期豪農の研究」（『立教経済学研究』第39巻第3号1986年）において従来の豪農論の若干の整理を試みているが、主として依拠したのは大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』1962年のとくに223頁以下、安孫子麟「寄生地主制論」（歴史学研究会日本史研究会編『講座日本史9』所収）等である。この拙稿ではこれ以外に山口和雄、木戸田四郎、庄司吉之助各氏の実証研究に多く示唆を受けるとともに、特に村落構造的視点を導入した成果として藤田五郎の諸著作に注目した。

2) 暉峻衆三『日本農業問題の展開(上)』1970、第2章。ただしここでは「旧型富農」についての問題の指摘があるが、特にそれが豪農論との理論的実態的関連で述べられてはいない。

まうのであろうか。そこに耕作地主の農業経営が存続する限り、むしろこの性格の内容変質、いかんが問われなければならないであろう。

この生産者の性格の変質については、地主の展開類型として次のような区別が可能と思われる。第一には、地主的土地所有が優位に展開するなかで生産者的要素が消滅し、寄生化していく途がある。第二には農業生産を維持する場合であるが、これには生産・経営への関わり方として保守的・消極的存在形態と、進取的・積極的存在形態の二種の方向が考えられる。これらはともに自作地主あるいは耕作地主として一括してとらえられうる地主である。また第一の脱農的寄生地主における大土地所有に対し、第二における中・小土地所有という傾向が一般的に指摘できる。もっともこうした分類は地主的土地所有自体の動態という観点からは、静態論的難点を含み兼ねない。他面地主的土地集積の実態に比重をおいた従来の「地主制」研究では、文脈上必ずしも必要とされない分類であったともいえよう。しかし地主概念を歴史具体的により明瞭に把握するためには、「地主」論が必要であり、そのためには全国無数に存在した耕作地主の経営展開を分析的にアプローチする方法が改めて問われねばならない。その意味で、こうした分類もひとつの試みに属しうと思われる。またそれは近代以降存続していく農村における主体的生産者的要素を豪農概念を越えて³⁾、具体的なかたちで抽出するためにも必要であろう。主体的生産者的要素については、それが自小作層あるいは小作層からどのように芽生えてくるかも重要な問題である⁴⁾。またこの問題は、それが地主・富農層において展開した場合、いかに矛盾関係に陥るかという新たな次の問題をも導入してくるものと考えられる。とはいえ本稿ではこの新たな問題まで分析の範囲を広げることにはできない。以上のような地主分類法の妥当性を問うためにもまず耕作地主の経営実態を、その生産者的要素の具体的展開に立ち入って分析する必要がある。

明治期の中沢家については、筆者がすでに「豪農」経営の展開という観点から一定の分析を試みている⁵⁾。明治中期(1890年代後半から1900年代初め)を中心に、そこでは小作地の拡大

3) 日本農村の近代化過程を対象に豪農という独自の農民層を指定したことは、研究史の大きな成果であったと思われる。しかし豪農論の時期的射程範囲とくにその消滅に関する論議は十分なされてこなかったといえよう。この傾向は明治期と大正期の農村を一連の展開過程としてとられる視点、方法の整理のうえでひとつの問題をなすと考えられる。しかし封建制から資本制への移行概念としての由来を強く持つ「豪農」を大正期以降の農村分析にあてはめるには、なお媒介的手続きが必要であることは否めない。本稿ではこの点の検討を行っていないが、むしろこの課題は、大正期以降の耕作地主の実態をふまえたうえでなされるべきであろうと思う。

4) 栗原百寿は第1次世界大戦の勃発による「体制的危機」の基礎に「旧来の地主制」すなわち地主的土地所有と零細農民経営との構成対抗の関係と「新しい農民的小商品生産の発展との矛盾」をみたが(『現代日本農業論』)、この「農民的小商品生産」が発生する歴史的メカニズムについては明確ではないように思われる。本稿で問題とする耕作地主といかに競合しながら大正期以降の農業生産力担当層が自作・自小作農において成長するかは改めて問題にされなければならないであろう。

5) 拙稿、前掲。

傾向（ただし村外で）、蚕種業の発展（在地市場から遠隔地市場への基盤転換）、金融業の兼営それに近隣農民の組織化⁶⁾など、土地所有、生産・経営、生活にわたる多面的な活動の展開がみられた。前稿ではこうした豪農経営の展開のなかで、蚕種業の衰退に替わるように現れたリンゴ生産の成長・発展をもって、豪農から商業的農業の積極的担い手への転身という経営的特質を捉えた。同時にここに生産者の要素の存続とその具体的形態における歴史的变化（新たな立脚基盤としての小商品生産）を展望したのである。そこで本稿ではこの展望をうけて、大正期の実態が問題となる。大正期の農村については、小作争議論や地主制後退論が研究史上の有力な論点になっている。また近年ではこの視点への一定の批判をとまなり農民的小商品生産の理解の枠組みの提起も行われている⁷⁾。しかし本稿では専ら個別事例の実態に即した分析となっている。それは、こうした研究史にかかわる論点の重要性は認めつつも、なお耕作地主も含めて農業生産場面での経営実態分析が希薄であるという研究史のもうひとつの状況があるからにはかならない。なお、一般にさまざまな複雑化が深刻度を増すいわゆる两大戦間期の前半をなす大正期の農村の実態については、本事例が直接間接に関わる限りにおいてできる限り注意を払うことにしたい。

1. 土地所有の性格

中沢家は明治後期から大正期にかけて土地所有の内実を頻繁に変化させている。次節以下でみる耕作地主経営の展開にもこうした土地所有の変化は直接関連をもつ。そこでまず本節では明治期後半以降の同家土地所有の動向をとらえておくことにしたい。所有面積を直接明らかにする資料に乏しいが、「小作年貢帳」（明治34年のもの。以降は大正11年までない）その他若干の関連資料により概ね以下のようにみることができる。

明治26年の8町半余の村内所有地（地価額で3,694円。このうち、宅地4反7畝。この他に地価額で450円の隣村所有地がある）の内訳は自作地が水田2町と畑7反余、小作地が水田3町7反余、畑1町2反であった（表1）。水田優位の耕作地主であったが、その後小規模ずつであるが、30年までにほぼ連年にわたる土地購入があり、水田小作地が数ヶ村を隔てた村外で増加（小作

6) 明治33年中沢貞五郎は、それまで行っていた金貸業を「銀行」（年間預金高36,825円——明治35年『長野県統計書』）として再編する一方「本県産業組合の事実上の元祖」（『長野県産業組合史』）である更真信用組合創設にも乗出している。当時の貞五郎の金融に対するヴィジョンにおいて産組活動と私的営利活動が併存していたと考えられるのだが、後年40年には「銀行」は真島村貯金組合へと解消されさらにこれも大正期には全く存在が認められない。大正期以降の自ら産業組合長としての貞五郎の各種の活動（とくに本稿4を参照）からみて、貞五郎において産組が私的営利的金融を圧倒するに至ったと考えられる。

7) 『歴史学研究』の次の一連の論議を参照した。中村政則「アメリカにおける最近の日本地主制・小作争議研究の動向」（579号，1988年），玉真之助「農民的小商品生産概念について」（585号，1988年）および坂根嘉弘「農民的小商品生産」概念について」（608号，1989年）。

表1 土地所有面積の変化

(単位：反)

	田			畑			田 畑 合 計
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	
1893 (明 26)	19.9	37.5	57.4	7.3	12.0	19.4	76.8
1901 (34)	10.0	48.2	58.2	15.0	12.5	27.5	85.7
1912 (大 1)	6.0	22.2	28.2	25.0	11.0	36.0	64.2
1919 (8)	6.0	10.9	16.9	25.0	11.0	36.0	52.9

注) 明治26年を除いて、すべて推計値(小作畑量、その他による)である。ただし宅地は除く、また山林(山畑)も除いた。

資料) 明治26年「田畑宅地自作小作別調」、明治34年「小作年貢帳」、大正1、8年「当座帳」。

畝で7弱俵→45俵)する。また村内でも自作地から小作地への切り替えにより約26俵(小作畑量、以下同様)の増加があり、村内分をあわせ240俵まで水田小作地は拡大する。これは面積に換算すると5町余となる(中沢家の村内反当小作畑4.5俵を村外小作地にも適用して推計したもの)。この時期はとくに村外小作地を基盤とした地主的発展がひとつの特徴となっており、半面、水田自作地は縮小されている。自作地は分家分地による5反程度の減少のあと、いま述べた小作地への切り替えにより1町程度になる。しかも29年についてみればこのうち耕作されているのは6反余がにとどまる(この年3.5反余が休田と記されている—明治29年「水田及休田調」による)。

しかしこうした自作水田の縮小も、農業経営の縮小を意味しているわけではない。自作畑は29年には、若干の村内購入増加分と隣村の1反弱および河原畑(居村は千曲川に接し、なかでも中沢家は河川敷に最も近接している)を加えて1町3反程になる。このうち宅地周辺の1反余を除くとすべてが桑畑であり、この桑畑の増加は明治30年代に遠隔地市場を中心に販売量を伸ばす蚕種業の展開に対応するものである。さらに31、33年には少なくとも3反以上の桑畑が購入されており、自作桑畑面積は1.5町程度まで拡大したと推定できる。これに加えてリンゴ栽培が本格的になるのも30年代である。リンゴ畑は37年には「西側ノ田及び宅地=植付」1町への規模拡大を示す(「苹果栽培来歴」による)。この「田」が小作田と自作田のいずれからの転換であったかは判明しないが、ともかく水田からリンゴ畑への一般的には早期的な地目転換が図られた。この場合、畑地内部での作目構成変化(桑→リンゴ)でなかったことは、蚕種業(養蚕業)と果樹生産の並立的発展が展望されていたことを示唆している。そして桑畑とリンゴ畑を合わせれば畑自作地規模は2.5町程度と見込むことができる。リンゴ畑はその後、千曲川対岸の山林を選んで拡大される。明治期について確認できる山林購入は32、33年の5反5畝だけであるが、その後、山畑の拡大があったことは大正期の山畑所有地6,500坪(約2町2反)以上という結果が示している。明治前期の水田優位の耕作地主から大正期にかけては畑作に立脚した耕作地主への転換が図られたのである。そして畑地でのこうした経営拡大のなかで、小作畑はほとんど増加していない事態が目される。小作田が拡大する明治30年前後においても小

表2 地租支出と推定地価額

(円)

	地 租 額			合 計
	田	畑	宅 地	
1912 (大1)	85.69	19.73	10.61	116.03
13 (2)	70.75	19.87	10.61	101.23
14 (3)	68.16	33.45	9.60	111.21
15 (4)	48.81	30.79	12.79	92.39
16 (5)	36.07	30.55	9.03	75.65
17 (6)	39.63	29.80	8.76	78.19
18 (7)	38.60	29.53	8.76	76.89
19 (8)	38.60	28.84	8.76	76.20
20 (9)	38.60	29.44	8.72	76.76
21 (10)	36.50	28.73	8.88	74.11
22 (11)	30.72	28.54	7.06	66.32
23 (12)	18.88	22.14	4.10	45.12
24 (13)	18.88	22.14	4.10	45.12
25 (14)	18.88	22.14	4.10	45.12
26 (15)	18.88	22.14	4.10	45.12
	推 定 地 価 額			
1912 (大1)	1,823.2	419.8	424.4	2,667.4
13 (2)	1,505.3	422.8	424.4	2,352.5
14 (3)	1,450.2	711.7	384.0	2,545.9
15 (4)	1,084.7	684.2	511.6	2,280.5
16 (5)	801.6	678.9	361.2	1,841.6
17 (6)	880.7	662.2	350.4	1,893.3
18 (7)	857.8	656.2	350.4	1,864.4
19 (8)	857.8	640.9	350.4	1,849.1
20 (9)	857.8	654.2	348.8	1,860.8
21 (10)	811.1	638.4	355.2	1,804.8
22 (11)	682.7	634.2	282.4	1,599.3
23 (12)	419.6	492.0	164.0	1,075.6
24 (13)	419.6	492.0	164.0	1,075.6
25 (14)	419.6	492.0	164.0	1,075.6
26 (15)	419.6	492.0	164.0	1,075.6

資料) 地租支出は「当座帳」による。推定地価額は租率を田畑は大正3年までは4.7%、同4年以降は4.5%として、また宅地は2.5%として計算した。

注) 大正12年からは中沢貞五郎名義の土地の納税分が記入されていない。ここには帳簿上の分離があったと考えられる。

作畑はすでに減少傾向(30年には約1町まで減少)をみせていた。そして小作粗量にして40俵台(30年)という畑小作料はほぼそのまま大正期にもちこされる。

ところで明治34年から大正元年にかけての10年間に、水田小作地の方は減少傾向に転じ、小作粗量にして240俵(明治34年)から大正元年にはほぼ100俵まで減少した(表4参照)。小

表3 大正期の

	農産物販売収入							
	米(a)	(a/f)	大小麦	繭(b)	(b/f)	桑(c)	(b+c/f)	豆
大正1(1912)年	835.26	43.0%		701.07	36.1%	87.30	40.6%	
2(1913)	403.79	22.5	128.10	801.21	44.7	31.10	46.5	
3(1914)	475.67	31.6	10.50	553.62	36.7	145.94	46.4	43.70
4(1915)	232.10	26.9	52.46	250.16	29.0	195.06	51.5	0.50
5(1916)	318.07	22.8	32.43	610.04	43.8	41.65	46.8	
6(1917)	385.80	26.2	110.66	632.04	42.9	122.94	51.2	
7(1918)	457.59	24.6	38.00	903.61	48.5	73.95	52.5	
8(1919)	690.22	22.5		1587.12	51.7	15.00	52.1	
9(1920)	681.05	38.5	237.65	394.85	22.3		22.3	
10(1921)	691.76	37.8	66.59	468.96	25.6		25.6	
11(1922)	422.90	22.6	36.60	508.96	27.2		27.2	
12(1923)	408.75	22.4	206.90	420.10	23.0		23.0	4.70
13(1924)	405.31	23.4	66.38	305.19	17.6	107.51	23.8	53.30
14(1925)	296.66	10.8		1275.29	46.5	66.80	48.9	11.50
15(1926)	139.39	8.8		622.19	39.3	85.50	44.7	6.30

資料)「当座帳」

作粃100俵はほぼ2町から2.5町の面積に相当する。またこの間に村外小作田(1町強)はすべて消失した。水田に立脚した土地所有における拡大傾向は、すでに明治後期において明らかに後退局面に入っているのである。この変化の過程を直接に明らかにする資料はいまのところはないが、水田減少分(約2町、うち村外分1町)ほどではなくとも畑地では増加があることから、小作田の一部が自作畑に切替えられた形跡もある。このような自作地と小作地との間の一定の流動的状況はともかくも、村外小作地の減少には、当家経済の一定の変動が当然かかわっているはずである。この変動については、明治末期の蚕種業の廃業事情あるいはリンゴ栽培本格化の入費それに養蚕農民向けの銀行開業と閉鎖(注6参照)という金融上の一定の行きづまり等が考えられる。明治期最後の10年間における経営上の要因と資金運用上の要因が、一定の小作田散逸を余儀なくさせた。と同時にここにすでに経営自体の軌道修正をもせまる条件が生じていたとみることができる。そしてもうひとつ無視できないのが消費生活における変化である。養蚕業の発達を背景とする消費の「奢侈」化など、その具体的内容は別稿に譲らざるえないが、ここにも相対的意味での収入不足を発生させる余地が十分にあったであろう。

しかしこの小作田減少については、地主固有の金融的破綻(いわゆる貸付固定化や借入金返済不能等)による土地喪失の事実ほぼ存在しなかったという点を付け加えておくべきであろう。それは、こうした事実が全く記録されていない(大正期以降は金貸業は行っていないかつ、利子収入も全く存在しない)という理由からだけでなく、のちにみるように郡内有数の優良産業組合(4種兼営)リーダーとしての中沢家のさまざまな活動実態から判断しえるその経営の基本

収入動向

(単位:円)

林産物	その他	計 (d)	(d/f)	金納小作料		その他の収入	収入合計 (f)	指数 1912=100
				収入(e)	(e/f)			
		1623.63	83.7%	314.33	16.2%	2.50	1940.51	100.0%
7.88	1.56	1373.64	76.7	408.13	22.8	9.73	1791.55	92.3
0.72	2.53	1232.50	81.8	217.93	14.5	56.34	1506.82	97.7
1.35	0.40	732.03	84.7	131.49	15.2	0.36	863.88	44.5
24.92	0.49	1027.60	73.7	366.23	26.3		1393.83	71.8
	1.00	1252.44	84.9	222.32	15.1		1474.76	76.0
7.62		1480.77	79.5	368.36	19.8	13.75	1862.88	96.0
209.59	14.87	2516.80	81.9	555.77	18.1	0.10	3072.67	158.3
5.00	8.50	1327.05	75.1	435.68	24.6	5.10	1767.83	91.1
50.00	186.66	1463.97	80.0	346.74	19.0	19.00	1829.71	94.3
14.10	70.00	1052.56	56.3	565.45	30.2	253.00	1871.01	96.4
2.00	46.00	1088.45	59.7	604.25	33.1	132.00	1824.70	94.0
18.01	183.13	1138.83	65.7	574.69	33.1	21.00	1734.52	89.4
78.36		1728.61	63.0	936.74	34.1	80.00	2745.35	141.5
		853.38	54.0	665.74	42.1	62.50	1581.62	81.5

的格性を論拠とするものである。元来、明治期における5町余の水田貸付地は、それ自体として十分に寄生地主的発展を指向しえる規模である⁸⁾。さらに畑小作地と自作地の分を加えればその可能性はより一層である。にもかかわらずその途を選ばなかった。そしてこのことと表裏するのが、中沢家経済の中核を占める農業経営の位置である。もっともこの経営の発展は必ずしも成功にのみ帰結するわけではない。中沢家の蚕種業は明治末期にいたる急衰退期を経て廃業となる。大正期に引き継がれた養蚕業も決して安定経営の内実はない。そこには大正期における日本資本主義の新たな段階での農業、農民に対する厳しい経済的規定性が貫く。経営主体の側にも新たな対応実態が発生することになるであろう。

2. 小作地と自作地経営

(1) 小作田と米販売

大正期の経営の概要を、はじめに収入状態の変化によってとらえておこう。ここで用いる資料は主として「当座帳」⁹⁾であるが、これにはリンゴに関する殆ど一切の収支が記録されてい

8) 山田盛太郎によれば「1町歩(日本内地の農家1戸当り平均耕作面積)耕作の小作者10人分の取前合計は、ただ5町歩の土地所有に依食する地主1人分の取前に等しい。かくの如き5町歩の土地所有。それは……日本においては……磐石の重さの依存の地主範疇を実現するに足るほどの関係にある」(『日本資本主義分析』岩波文庫234頁)。

9) 「当座帳」は金銭出入りを中心に次のような項目のもとに年間の動きを詳しく記入したものである。

表4 自・小作収量と米販売の動向

	小作米		自作米		自作・小 作米計*1 (俵)	収 販 売				その他 の米販 売額*2	米販売 合計
	粳 (俵)	玄米 (石)	粳粳 (俵)	糯粳 (俵)		販売量 (俵)	販売額 (円)	1俵当平 均販売額	指 数 1年=100 (%)		
1912(大1)	99.7		43.1	13.0	155.8	144.2	794.1	5.49	100.0	43.9	835.3
13(2)	95.7		50.0	3.6	149.3	59.0	344.0	5.83	106.2	59.8	403.8
14(3)	72.7		49.6	8.4	130.7	94.2	465.4	4.94	90.0	10.3	475.7
15(4)	71.6		51.5	9.4	132.5	70.0	227.0	3.24	59.1	5.1	232.1
16(5)	65.8		46.5	8.8	121.1	89.4	315.2	3.53	64.2	2.9	318.1
17(6)	52.8	1.34	55.1	9.8	117.7	69.2	378.0	5.42	98.7	11.0	385.8
18(7)	53.6		62.8	12.6	129.0	68.2	456.4	6.69	121.9	1.2	457.6
19(8)	46.6	2.40	57.0	10.0	113.6	51.2	538.7	10.52	161.7	151.5	690.2
20(9)	49.9	1.40	57.0	6.3	113.2	58.3	676.7	11.61	211.5	4.4	681.1
21(10)	44.1	1.20	33.8	14.4	92.3	72.2	652.8	9.04	164.7	399.0	691.8
22(11)	42.0		42.2	4.6	88.8	49.3	422.9	8.58	156.3		422.9
23(12)	45.0		7.3	5.5	57.8	47.2	409.0	8.66	157.9		409.0
24(13)	44.0		7.4	5.0	56.4	42.2	402.6	9.54	173.8	2.7	405.3
25(14)	44.0		10.0	4.6	58.6	28.0	295.0	10.53	191.9	1.9	296.9
26(15)	42.0		15.2		57.2	14.2	139.4	9.82	178.9		139.4

注*1) 小作米うちの玄米は除く。

*2) 年次により糯米の玄米形態での販売収入および若干の白米販売収入からなる。

資料)「当座帳」

ない。リンゴ専用の帳簿が別に作成されていたとも考えられるが、リンゴ経営の他の側面を示す資料(「苹果栽培来歴」と「真真果樹組合同規約」等)はあるものの、その収支実態を明らかにするものは現在のところ発見できていない。この資料上の制約は後論で補うことにして、さしあたりリンゴを除いた収入状態を示したのが表3である。

これによると大正期の主要な収入源は米と繭の販売収入および金納小作料である。しかしそれぞれの比重には大きな変化がみられる。初期に最大を占めた米販売収入はその後低落し、これにかわって桑販売を含めた養蚕収入が5年から8年にかけて最大になる。しかしこれも恒常的には安定しているとはいえ9年以降低下し、次に金納小作料がいわば第三の最大収入項目として上昇してくる。大正期をつうじた最大収入源が初期の米販売から中期の養蚕収入へ、そして後期には金納小作料へと変化するのである。このうち米販売は主として水田貸付地に立脚

「納税管理」「印紙手数料」「教育費」「筆墨紙」「蚕業買物」「呉服太物類」「雑品買入」「茶及菓子」「酒及肴類」「医師及薬品」「石油水油炭類」「肥料買入」「普請」「道具新調及修繕」「小遣」「穀物春挽」「萬染物」「雇人」「出勤」「作物仕付」「施肥」「収穫物」「売穀」「蚕業売物」「雑品売物」「小作年貢入」「時賃」(ただし金銭ではなく物品が対象、次も同じ)「時借」「穀物出入」「喰物拵」「味噌仕入」「土産買物」(他家向けの土産)「音信見舞」「進物出入」以上。これらには金銭出入の相手も記入されている。ただし土地移動についての記入はない。他に「金銭出入帳」があるが山梨県関本家についてと同様に「これをもとに『当座帳』に仕訳したものであろう」(西田美昭「養蚕製糸地帯における地主経営の展開」(『日本地主制の構成と段階』第3章309頁)という推定は中沢家にもあてはまる。

しているが、自作水田の比重も無視できない。また桑畑経営をともなう養蚕収入は自作の成果であり、こうした収入変化については自作地の経営的要因が少なからず作用している。一方、米販売収入の減少はすでにみた水田小作地の減少によるものであるが、これにかわるように畑小作地（金納小作料）の新たな増加がある。収入源の変化には地主的要因も作用している。概して大正期をつうじかなり変化に富んだ耕作地主経営内部の動態があったといえるのである。そこで本節ではまず米販売の変化の背後にある所有水田の動向、ついで小作料増加の実態に注目することにしよう。

米の販売収入は水田所有地減少期（ほぼ大正5年まで）に低下傾向が明かである。しかし一方で自作もおこなわれており、貸付地が減少するなかで、この比重がかえって高まっていく。この点は米販売の実態を捉えるうえで無視できない。小作米と自作米双方の収取動態から当家における米の位置を検討する必要がある。小作収量は大正初めの100俵近くから6～7年にかけて半減し、これ以降さらに40俵台まで減少する（表4）。そしてこの減少が販売米量の減少という結果ばかりでなく、販売米に自作米までも充当させるという結果をもたらしている。小作収量を上回る販売量を示す事態が5年以降ほぼ連年にわたっているのである。自作水田の大幅な縮小がある大正12年以降の経営状況については後述するが、少なくともそれまでは自作水田も収入源として一定の比重を持っているはずである。

自作水田の規模は大正10年までは毎年6反程度である（表5）が、この経営には馬耕と田搔に労賃を費やし、また田草取りを始めとして一定の雇用労働力を投入している。田植時には家族労働力が配置されているが、全体的には他の生産部門と連関させながらこの水田でも雇用労働やときに作業依頼が行われている。5～6反という決して大きいとはいえない規模のなかで、全体的には家族労作経営を内実とするものではない。しかし労働過程を家族労働力が全面的には担わなかったにしろ、作付規模や肥培管理を始めとして着実な統括（＝経営管理）を行っていることは、几帳面に連年記録されている裏作麦等を含めた「作物仕付」記録が示している。この場合米作への関心は自作地生産力ひいては市場販売成果にも向けられている。反当収量は大正期中頃の米価高騰期に対応するように上昇しているし、その最大を示す7年の反当収12.6俵は当時の村平均5俵をかなり上回っている。元来耕作地主の自作地は生産力が相対的に高い優等地を確保したうえで経営される。この事実は当家にもあてはまり、これに重ねて米価高騰期の勢いによった一定の収量増加努力が大正期後半にかけて払われた。またこうした対応が小作田の減少すなわち当家の地主的土地所有後退以降にとくにみられるという意味では、米麦が自家の小商品生産の対象としての地位を上昇させたともみることが可能である。またその結果自作余剰米（続いてみる自家消費米を上回る分）を加えた米販売量においてより高い収入が確保され、一時的にもせよ収入源としての米の比重の上昇が見られた。

しかし米生産に対する主体的生産力伸展のこうした兆候も、結局、安定的な販売収入の増大・定着へと結び付きえなかった。それは貸付地も含めた水田の小土地所有に条件づけられた耕

表5 自作米の生産

年次	田植調 ()内は経費, 円	作付面積 (反)	稈(俵)
1912(大1)	7/9馬耕(3.3) 田植人夫賃(6.4)	6	43.1
13(2)	7/9馬耕(3.6) 田搔(2.4) 田植手間差引4人(1.4)	6	50.0
14(3)	7/2馬耕(4.25) 7/3田搔(2.8) 7/4田植賃(7.8)	6	49.6
15(4)	7/2~3馬耕(2.75) 田搔(1.375) 7/5~6田植	6	51.5
16(5)	馬耕(2.75) 田搔(1.5) 馬方(0.15) 田植(2.65)	6	46.5
17(6)	7/11馬耕(3.75) 田搔(1.38) 7/13田植12人(3.05) 秋馬耕(1.5)	6	55.1
18(7)	7/8~10馬耕(5.5) 田搔(3.3)	6	62.8
19(8)	7/2馬耕(8.0) 田搔(4.8) 田植(3.0)	6	57.0
20(9)	6/29馬耕(8.0) 田搔(4.8) 田植(4.8)	6	57.0
21(10)	馬耕(7.7) 田搔(4.0) 田植(1.8)	5.3	33.8
22(11)	馬耕(4.5) 田搔(3.0) 田植(6.5)	4	42.2
23(12)	馬耕田搔(3.0)	400坪	7.3
24(13)	馬耕(1.8) 田搔(1.2)	400坪	7.4
25(14)	馬耕(1.8) 田搔(1.06)	400坪	10.0
26(15)	馬耕(1.8) 田搔(3.0)	400坪	15.2

注) 自家消費量には前々年の繰越分を含む場合もあるが、主として前年収穫米が充当されているため。b/aは「当年消費米b/前年収穫米a」として計算した。
資料)「当座帳」

作地主固有の所有地の運営方法にあると考えられる。この場合、自家消費量も考慮されねばならない。当家の年間消費量は多い年次で粳70~80俵にも及ぶ。粳70俵は玄米にして約35俵であり、口数を10人とすると一人当たり年間消費量が210kg程度と推定できる。三男が村内分家する大正9年以前の中沢家では、15歳以上の家族員が7~8人、15歳未満が2~3人である(表14参照)。口数はこればかりではない。雇用労働力の消費量が加算されなければならない。当家の日雇賃金が弁当持ちとそれ以外で区別されるようになる(平均日当にして弁当持ちが6銭高い30銭である)のは大正4年からであるが、ここには米消費量の一定の調節があったのかもしれない。ともかく当家において5年以降消費量が小作取収米を凌ぐ年が多くなっており、米販売にも自作米の比重が大きくなっている。米を収入源としていかに位置づけるかは、結局、自作地経営の展開方向と直接かかわることになる。こうしたなか大正12年、自作水田を一挙に縮小するという事態が出現する。自作田の縮小は分家のちょうど翌年の大正10年に始まり、12年にはそれが400坪になる。ここに至って販売目的の米作経営は全く放棄されたといえる。

こうした米作経営の放棄は裏作麦生産放棄をともなっている。麦作は大正8年まで大・小麦合わせてほぼ10石以上、多い年で14~15石以上を示している(表6)。このうち販売対象としては概して小麦の比重が高いが、米価とともに麦価が急騰した8年には大麦生産を特に増やし、翌年の販売額は200円を越えている。9年には米麦販売で900円以上の収入となっており、穀物市場の急騰が自作層に収入増をもたらした一般的事態もさることながら、米麦二毛作地帯ではこの急騰が増幅の効果を有していたことがわかる。しかしいうまでもなくそれは一時的であり、

・消費状態

a 収穫量		推定反当 収量(俵)	b 自家消費量						購入米
糯(俵)	合計(俵)		粳(俵)	b/a	糯(俵)	b/a	合計(俵)	b/a	
13.0	56.1	9.35	37.0		15.0		52.0		白米1石
3.6	53.6	8.93	66.0	1.53	9.5	0.73	75.5	1.35	
8.4	58.0	9.67	26.0	0.52	5.0	1.39	31.0	0.58	
9.4	60.9	10.15							
8.8	55.3	9.22	60.0	1.17	8.6	0.91	68.6	1.13	
9.8	64.9	10.82	26.0	0.56	6.0	0.68	32.0	0.58	
12.6	75.4	12.57	76.0	1.38	7.0	0.71	83.0	1.28	
10.0	67.0	11.17	42.0	0.67	13.4	1.06	55.4	0.73	
6.3	63.3	10.55	24.0	0.42	3.0	0.30	27.0	0.40	
14.4	48.2	9.09	13.6	0.24	17.8	2.83	31.4	0.50	
4.6	46.8	11.70	69.3	2.05	4.6	0.32	73.9	1.53	
5.5	12.8	9.62	10.0	0.24	4.0	0.87	14.0	0.30	
5.0	12.4	9.32	27.2	3.73	3.0	0.55	30.2	2.36	
4.6	14.6	10.98	24.3	3.24	2.0	0.40	26.0	2.10	
	15.2	11.43							

表6 大小麦及び豆の収穫量と販売量・価格

年次	大 麦			小 麦			麦販売 価格計 (円)	大 豆			その他の豆			豆販売 価格計 (円)
	収穫量 (石)	販売量 (石)	価格 (円)	収穫量 (石)	販売量 (石)	価格 (円)		収穫量 (石)	販売量 (石)	価格 (円)	収穫量 (石)	販売量 (石)	価格 (円)	
1912(大1)	4.20			7.50			0.0	5.43			2.23			
13(2)	6.40	20.0	24.0	7.75	9.00	104.1	128.1	4.25			0.47			
14(3)	10.90			3.42	1.00	10.5	10.5	0.25	33.0	42.9	0.49	0.10	0.8	43.7
15(4)	2.35	2.35	14.8	5.35	4.00	37.7	52.5							
16(5)	2.70	0.50	2.6	7.05	5.00	29.7	32.3	1.80			0.58			
17(6)	3.93	1.50	14.4	7.70	7.25	96.3	110.7	0.33			0.51			
18(7)	5.80			6.76	2.07	38.0	38.0							
19(8)	11.19	1.80	37.7	4.08	6.00	125.4	163.1				0.05			
20(9)		14.00	237.7	3.80			237.7							
21(10)	3.70	2.60	27.0	3.10	2.50	39.6	66.6	0.60			0.33			
22(11)	4.05			4.05	2.00	36.6	36.6	1.38			0.24			
23(12)		6.00	59.8	7.50	10.85	147.1	206.9	2.72	0.25	4.7	1.58			
24(13)	3.50	3.80	67.0				67.0	1.50	1.60	33.3	1.23	0.87	20.0	53.3
25(14)				2.15			0.0	1.25	0.50	11.5	0.27			11.5
26(15)				3.50			0.0	0.75	0.35	6.3				6.3

資料)「当座帳」

表7 金納小作料收取状態

(単位:人および円)

年次	畑			宅地			山畑			合計	その他
	人数	小作枳量	代金	人数	小作枳量	代金	人数	小作枳量	代金		
契 約 小 作 料											
1902 (明35)	15(12)	53.4俵	110.30	6(4)	13.4俵	39.39	1	0.6斗	—	149.96	
22 (大11)	10(8)	46.9俵	348.97	3(2)	7.8俵	67.46	15(5)	5,406坪	219.75	636.18	
実 納 小 作 料											
1912 (大1)	15(9)	167.36	166.90	3(2)		52.26	10(5)		72.16	291.31	23.07
13 (2)	15(9)		211.73	5(3)		83.68	12(4)		109.78	405.18	3.50
14 (3)	11(8)		91.55	4(3)		47.94	12(4)		78.49	217.98	
15 (4)	10(7)		100.33	3(2)		16.66	4(1)		14.50	131.49	
16 (5)	9(7)		236.84	3(2)		26.64	7(4)		62.75	326.23	40.00
17 (6)	9(8)		116.67	3(2)		44.90	6(2)		62.75	222.32	
18 (7)	9(7)		247.52	3(2)		65.09	7(2)		55.75	368.36	
19 (8)	9(7)		360.74	3(2)		109.63	8(3)		85.40	555.77	
20 (9)	8(7)		222.86	3(2)		60.38	13(4)		152.44	435.68	
21 (10)	8(7)		108.80	3(2)		74.94	12(5)		163.00	346.74	
22 (11)	10(8)	303.15	315.79	3(2)		67.46	14(5)		182.20	565.45	
23 (12)	10(7)		342.92	3(2)		48.85	14(5)		202.50	594.27	
24 (13)	10(7)		262.42	3(2)		79.02	17(6)		233.25	574.69	
25 (14)	14(9)		504.44	3(2)		104.55	18(6)		327.75	936.74	
26 (15)	13(9)		307.25	3(2)		81.36	18(6)		276.75	665.36	

注)人数の()内は中沢家と同部落の居住者数。「その他」は水田小作料(実納)のうちの代金納分を示す。
資料)「当座帳」「小作年賃帳」

麦価とくに大麦価格は10年には急騰以前の水準に急速に戻る。中沢家では時折しも米作の自給以下の規模縮小のなかで、麦作も縮小される。

ところでこうした自作水田縮小は土地売却によるものでも貸付地への転換によるものでもない。明治期以来の山林開墾地(前述)で栽培していたリンゴが11年「春……本宅南方空林ト云フ田地5反歩へ移植」(後掲表13参照。以下同様)されたのである。明治期に村内にあったリンゴ畑(古屋敷林園)が大正期以降廃止された形跡はみあたらない。明治末期(43年)にはこの「園内=番小屋ヲ建設」という記録もある。この村内分が1町のまま存続していたとすれば、11年以降は1.5町となり(昭和初期について古老の記憶では1町程度であったという。しかし昭和に入り、米作が再び拡大しており—昭和期については別稿を予定している—この点差し引いて考えるべきであろう)そうであるとすれば米作経営放棄の半面にあったのが居宅付近でのリンゴ栽培規模拡大である。それは明治期につづく2度目の水田からリンゴ畑への地目転換となる。中沢家が大正期半ば以降の経営展開の方向として米作を放棄し、リンゴ作を選択したことは明瞭である。

この11年の水田縮小=村内リンゴ畑拡大は、もうひとつの収入項目である金納小作料の増加

とも直接に関連している。金納小作料の増加はすぐ次にみるように畑・宅地小作料相場の上昇を一因とするが、そればかりではなく廃止された山林リンゴ園を「山畑」小作地に振り向けたことにもよる。それまでも山畑小作地は部分的に存在したが、大正10年から13年にかけて行われた総計6000本のリンゴ樹の処分過程で漸次小作畑（桑畑であったと考えられる）への転換が進み、結局ほぼ全面的に小作地へと再編された。その面積は11年に5,406坪、13年には6,819坪（13年）である（表7）。ところでこの小作料は反当12.2円（11年）となる。これは中沢家の村内畑小作料の反当40円（11年の当家小作料1俵＝8円に基づき、村平均の反当小作相場5俵から推計した値）に比べかなり低位である。しかも山畑小作料増加分（せいぜい100円から200円程度）は自作田の縮小（ほぼ50俵分、価額は1俵9円として450円になる）を補える収入額は期待できない。山林開墾はもともと小作料収入を目的としたものではなかったから、この小作地転換自体の有利性を問題とすることは必ずしも当を得たことではない。リンゴ栽培地の村内への移転の有利性（とくに労賃コストの低下および村内でこそ可能となるリンゴの集団的肥培管理の有利性など、後述のとおりである）は無視できないにしても、この転換の背景には、こうした畑移転自体のもつ経済的意味とは異なる他の経営上の要請があったと考えざるをえない。中沢家経営の内実にかかわるこの点の検討は後節に譲るが、この新たな小作畑については、山畑の小作地転換の実現可能性が当時の一般的状況として存在する桑小作地需要に依拠しているという点は見逃せない。後年の繭価大暴落（昭和恐慌期）を予測しえないこの段階においては、リンゴ生産と養蚕業が地域経済の構成要素として必ずしも代替関係（暴落以降はそうなる）にあるのではなく、一定の補完関係を形成しえたことが読みとれよう。

（2）小作畑の増加

次に増加を支えた村内分の畑小作料相場の上昇を中心に金納小作料の動向を検討しよう。この畑小作地の面積はおおよそ1町程度であったと見込まれ、明治から大正にかけての変化としては、小作料にして隣村分（明治35年約8.5俵）の大半の減少（6.5俵、自作畑へ切り替えたかもしれない）があったものの、水田に比べれば大きなものではない。ここでは小作地面積の変化ではなく、金納額に換算する場合の相場の変動が問題である。そこで金納小作料額をみると、それは明治期（35年）の100円余に対し大正期は200円台から300円台へと上昇している。明治36年から大正10年まで「小作年貢帳」が現存しないため、この間の年次別相場変動幅を直接に示す資料はないが（小作人別の金納額また田畑の区別は「金銭出入帳」で判明する）、次のような見通しは得ることができる。

小作人のうち明治から大正にかけて一定の畑小作料を納めている事例をあげ、その金納額の変化をみると、小作人Uの場合小作料1俵地が3円（明治35年）から5円（大正元年）、5.25円（大正6年）、7.7円（同7年）、8.5（同10年）そして、9円（同13年）へと上昇している。同様に2俵地の小作人Mは明治期から大正6年まで5円が維持されたのち、7年に一挙に15円に

上昇、それ以降は14円ないし15円に維持されている。また小作人Tは2俵地につき大正元年から7年まで毎年10円を収めていたが、8年以降は15円になっている。これらの事例によれば、金納額は必ずしも統一的ではなく、小作人の個別的事情に応じて相対で決定される傾向があった。しかしこうした傾向は、大正期の前半ほど強かった。大正11年の「小作年貢帳」では表紙の裏に「11, 12年度宅地 8円50銭 畑 8円 川合 7円」とある。「川合」とは河川敷を多く含むいわば劣等地（近世期に新田開発された地域）で、相対的に低小作料として区別されている。こうした区別のうで、貸し付けているすべての畑・宅地にここに表示された金額が小作地1俵当たりの単価として適応されている。そしてこの単価は、その後大正期を通じてほとんど変化していない。

このように大正後期には村内で小作料相場が成立してくるが、この小作料の統一化が村内で生じた地主小作関係の変化を何らかの程度で反映しているとするれば、大正9年頃以降のこととなる。というのも真島村の「小作争議としては大正9年頃一時紛争を惹起した事があった」からである¹⁰⁾。しかし小作人U, M, Tともにそれまでのバラつきが1俵当たりほぼ7.5円に統一化されるのは7～8年であり、むしろ第1にはこの年次の画期性に注目すべきであろう。実際、畑小作料の総額において、7年までの年平均167.36円が8年以降の年平均303.15円へと2倍に近い増加がある。明治末から大正4年まで3円台で低迷していた繭価が5年5円台、6年6円台という上昇過程のなかでさらに7年8円台そして8年には11.15円へとピークに達する（長野県繭1貫当り価額、図1参照）。小作畑地が桑畑であったことは容易に推察されるなかで、この繭価の上昇を受けた小作料の上昇と統一化があったと考えられる。もっとも繭価は翌9年には5円台に暴落し、10年も依然6円台にとどまっている。しかし小作相場は低下していない。これが小作料滞納を引き起こしていることは、中沢家の小作料収入の9, 10年にかけての落込みが明瞭に示している。先の「紛争」も小作側からみれば、こうした小作料上昇と繭価暴落の板ばさみのなかで生じたといえよう。一方、地主側の中沢家にとっては、1町前後の小作地とはいえ、この時期急減していく米販売収入に替わってこの小作料相場の上昇が利害関心の有力な対象になっていたことはむしろ当然だと考えられるが、この点については中沢家の次のような立場も考慮されなければならない。

大正9年のこの「紛争」の後に「組合総会に於て各大字より選出した3名の委員、村長、組合長を加えた5名より成る争議調停委員会」¹¹⁾が発足している。その後この委員会は種々の調停をなしたが、地主小作間が対立関係を深めるという経緯は伝えられていない。そしてこの「組合」とは明治33年村内2部落（全体は4部落）の22名をもって発足、大正3年に全村的単一組合に結成された有限責任真島信用購買販売利用組合であり、この組合長こそ発足当時から

10) 「第2次4種兼営産業組合に関する調査」（産業組合中央会『産業組合調査資料第8巻』昭和8年所収）。この調査対象全国5組合のひとつに真島産業組合がとりあげられている。

11) 同上。

主導的役割を果たしてきた中沢貞五郎である。中沢家の事実からみれば、繰り返すまでもなく繭価上昇のなかで引き上げられた小作相場はその後、村内の争議（中沢家の居住する部落ではおきなかった一聞き取りによる）をいわば後目に、維持されている。村内の各「調停」がそれぞれのような性格のものであり、またどのような結論に到ったかを知る資料は現在のところ入手しえていない。とまれ部落内地主としての性格の強い（表7参照）中沢家に関しては、争議対象とはならず地主的地位の安定が維持されたとみられる。

ところでこの村の事例において、争議調停に産業組合が一役かっていたことに特徴があると考えられるが、さらに組合長中沢家が、のちにみるように協同主義的な小商品生産者リーダーとして、大正期にはますます活躍していた事情が重要である。端的には、この生産者リーダーとしての優位性が、地主的地位をも安定化させる不可欠の要因になっていた。逆説的には、大正期中期以降の農村問題として小作争議が頻発する体制的不安のなかにあつて、小作人と利害を共有できない寄生地主、あるいは単に私的利益追求型の耕作地主¹²⁾においては、争議を未然に阻止ないし調停する機能が基本的に内包されていなかったと考えられる。昭和恐慌期に問題が改めて鋭突化する真島村産業組合（その時も大正期とは異なる意味においてであるが中沢家が中心人物なる）については別稿に譲らざるをえないが、大正期の段階では、以上の意味の地主的地位の安定化機能を産業組合がもちえたのであり¹³⁾、またこうした産業組合と中沢家経営とが不可分離の関係を有している点（後述）が注目されるのである。

3. 自作地経営と収支変動

(1) 養蚕業の縮小

米作経営放棄の一方でリンゴ生産に新たな展開があることはすでに指摘したとおりであるが、自作畑を基盤とするもうひとつの経営部門に養蚕業がある。この養蚕業の収入源としての位置は、大正期中頃にかけて上昇するわけだが、ここではさらに詳しく、また収支関係にも注目して大正期の変動過程を検討することにしたい。その場合、養蚕業のみの実態にとどまらずに、それとリンゴ生産との関連が問題である。小作関係を媒介にした養蚕とリンゴ生産の併存関係ではなく、自作地経営内部の養蚕とリンゴ生産の相互連関が問われなければならない。

12) 耕作地主に対する「私的利益追求型」という規定は試論的域を出ないが、当時の小作争議における地主の対応形態を分析的に把握するために当面必要だと考えている。自家の地主的土地所有の動揺以降、株式購入を開始する（大正9年）山梨県英村関本家が昭和5年の小作争議において「最も中心となって小作側と対抗」（西田前掲書281頁）し、地主側が勝利したものの、結局「手作りの増大・小作料の必死の確保」（同298頁）に向かわざるをえなかったという一連の動態は「私的利益追求型」として改めて捉えられるように思われる。しかも関本家では小作料を十分確保しえないばかりでなく、小作争議の対策費として……かなりの額を支出することを余儀なくされている」（同299頁）のである。

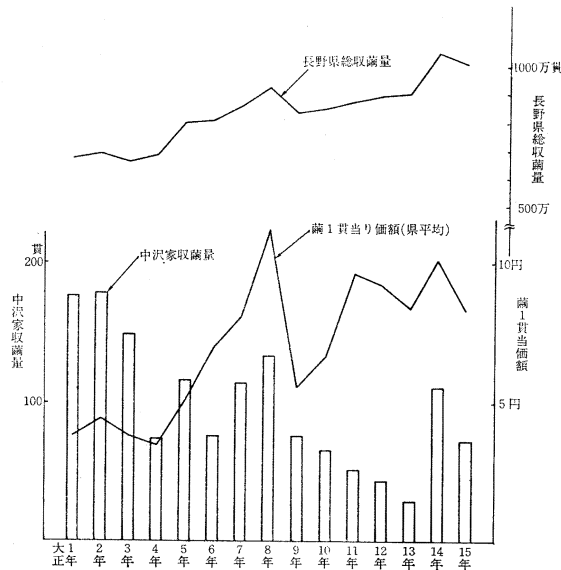
13) 大正期の産業組合が小作争議等の農民エネルギーを沈静化する機能を果たした点については加瀬和俊「1920年代における産業組合普及の意義とその限界」（『土地制度史学』第68号、1975年）を参照。

表8 大正期中沢家の蚕種購入

	春 蚕		夏 蚕	
	購入蚕種 (越年種) (価額) (円)	販売繭量〔中玉繭 他〕 (価額) (円)	購入蚕種 (価額) (円)	販売繭量〔中玉繭 他〕 (価額) (円)
1912(大1)		貫 匁 貫 匁 円 92.340〔10.400〕(350.41)		
13(2)	粹27枚 (11.20)	92.430〔11.580〕(420.97)		
14(3)	原種15枚 (4.50)	62.720〔 6.200〕(309.13)		
15(4)	粹10枚	29.470〔 4.810〕(91.22)	粹 4 枚(2.40) 80蛾付 3 枚(3.0)	貫 匁 貫 匁 円 27.390〔 4.190〕(98.12)
16(5)	* 当年 16枚 (7.20)	34.890〔 5.610〕(183.77)	粹 2 枚(1.60) 80蛾付 1 枚(1.10) 308蛾(5.05)	25.060〔 2.950〕(134.42)
17(6)	粹12枚 (7.40)	35.650 (288.36)	粹 3 枚(3.40)	33.420〔 1.760〕(299.39)
18(7)	粹16枚 (12.70)	30.500〔 1.380〕(246.02)	280蛾(8.40)	31.230〔 4.270〕(234.07)
19(8)	粹16枚 (12.74)	50.720〔 3.620〕(661.72)	186蛾(9.10) 交配 1 枚(1.70)	30.100〔 4.820〕(320.04)
20(9)	カル 10枚 (22.0) トン 5 枚 (2.50)	乾繭 25.230 (137.88)	風穴 1 枚(6.40) 6 枚(9.70)	25.640 (105.94)
21(10)	4 枚 (5.60)	29.000 (231.50)	風穴 3 元(4.50)	14.880〔 1.840〕(99.30)
22(11)	12枚 (17.40)	32.570〔 3.310〕(271.61)		
23(12)	4 枚 (6.20)	21.480 (235.45)		
24(13)	8 枚 (13.60)	ナシ		
25(14)	14枚 (22.0)	58.370〔 5.530〕(625.51)		
26(15)	8 枚 (14.20)	40.430〔 2.950〕(367.21)		

資料)「当座帳」

図1 長野県繭価・収繭量と中沢家収繭量



(資料)『長野県統計書』中沢家「当座帳」

と繭販売の推移

秋		蚕		年間 購入額 蚕種 (円)	年間販売額・量		(備考) 桑売買	
購入蚕種 (価額) (円)	販売繭量 (中玉繭 他) (価額) (円)		繭		販売	購買		
15枚 (14.50)	貫 匁 貫 匁		円 貫 匁			円	円	
原種 8枚 (3.0)	83.740 [9.790] (350.66)		701.07 176.080			87.30	苗 9.80	
粹15枚 (17.90)	87.410 [17.150] (380.24)	29.10	801.21 179.840			31.10		
16枚 (18.20)	86.580 [15.380] (244.49)	22.70	553.62 149.300			145.94		
5分13枚 (9.20)								
12枚 (13.90)	17.620 (60.82)		250.16 74.480			195.06		
50蛾付 3枚 (4.05)								
80 " 6枚 (6.80)	56.150 [4.410] (291.85)	25.15	610.04 116.100			41.65	苗 0.40	
粹 8枚 (4.40)								
粹15.5枚 (17.83)	7.220 (44.29)	33.68	632.04 76.290			122.84		
80蛾付 1枚 (1.60)								
粹16枚 (12.0)	52.676 [5.380] (423.52)	34.70	903.61 114.406			73.95	57.50	
風穴 6枚 (4.80)								
交配13枚 (15.50)	52.600 [4.620] (605.36)	43.84	1,587.12 133.420			15.0	37.52	
20.5枚 (23.58)	25.610 [1.940] (151.03)	64.68	394.85 76.480				42.0	
							26.95	
11枚 (11.20)	22.220 [1.480] (138.16)	21.30	468.96 66.100				苗33.85	
人工孵化2枚 (3.30)							2.0	
4.5枚 (5.80)	19.160 [2.200] (190.73)	26.50	508.96 51.730					
8枚 (11.90)	20.710 (184.65)	18.10	420.10 43.190				苗70.45	
風穴17枚 (17.60)	28.510 [0.750] (305.19)	31.20	305.19 28.510			107.51	苗16.80	
人工孵化9枚 (13.60)								
風穴 6枚 (8.20)	62.540 [5.940] (649.78)	43.80	1,275.29 120.910			61.80	10.0	
10枚 (10.0)	32.930 [1.670] (254.98)	24.20	622.19 73.360			苗 5.0	82.0	
						苗 3.50		

そこであらためて表2に立ち戻り収入額の変動状況をとらえると、明確に区別されるピークがまず大正1, 2年(約7~800円)に、ついでこれを上回る程度で7, 8年(900円, 1600円弱)に、そして14年(1300円弱)にと3回ある。7, 8年と14年はちょうど大正期の一般的な繭価高騰のふたつのピーク(図1)に他ならない。その結果、養蚕好景気の波にのった収入急上昇がみられる。これに対し、初期のピークはこうした好景気に支えられたものではない。1, 2年の繭価は1貫当り3~4円にとどまっている。ピークの性格が大正前半と後半では異なっている。と同時にこの差異が市場にではなく中沢家経営の変化に基づいて発生していることに注目できる。

そこで販売繭量に目を転じると(表8), 1, 2年のピークが年間180貫に接近しており、これが中沢家においてはその後2度と出現することのなかった大量販売に起因することは明瞭である。7, 8年と14年も100貫を上回る相対的には大量の販売実績に基づくものではあるが、その量は1, 2年におよばない。したがって経営変化としては、大正初期の年間150貫以上を販売する「大養蚕家」¹⁴⁾から中頃以降の主として年間60~70貫程度の中規模ないしそれ以下への縮小

14) 大正6年更級郡力石村の「大養蚕家並養蚕成績調」では「大養蚕家(春夏秋蚕ヲ通シ百五十貫以上ノモノ)」(『長野県史 近代史料編第5巻』136頁)とされている。

表9 季節雇の就労状態

年次	出身地(○印は女)	就労状態			合計		周旋料	賞与
		期間	就労延日数	賃金(平均日当)	就労延日数	賃金(平均日当)		
1912(大1)	石川県鹿島郡 A	(年雇)	—	76.0	—	(年間) 76.0		
	長野県上水内郡 B	7/15~7/21	5	1.75	(35)			
	〃 〃 ㉠	8/17~9/5	19	7.60	(40)			
	新潟県 ㉡	10/2~10/31	30	7.0	(23)	54.0 16.35 (30)		
13(大2)	長野県上水内郡 C	6/12~9/27	97	29.40	(30)			
	〃 〃 ㉢	7/23~9/27	67	16.75	(25)			
	〃 〃 ㉣	6/12~7/2	21	6.61	(31)			
	〃 〃 ㉤	6/29~9/2	41	11.85	(29)			
	〃 北安曇郡 愛知県 E	8/6~12/25 6/16~6/27	125 11	34.0 4.55	(27) (14)	362.0 103.15 (29)	1.80	
14(大3)	長野県北安曇郡 D	1/28~7/26 (*109)	29.50	(*27)				
	〃 上水内郡 F	7/15~12/5	97	27.95	(29)			
	〃 長野市 ㉦㉧	8/3~9/3	31	14.0	(45)			
	〃 〃 G	9/11~9/24	14.5	4.35	(30)	251.5 75.80 (30)	1.0	
15(大4)	〃 上水内郡 H	8/15~8/28	13	2.60	(20)			
	〃 〃 F	8/17~12/4	106.5	22.38	(21)			
	〃 長野市 G	9/24~11/28	56.5	9.40	(17)			
	新潟県下新川郡 I	7/5~	27	5.0	(19)	203.0 39.38 (19)		
16(大5)	長野県上水内郡 F	5月~	178	49.63	(28)			
	〃 更級郡 J	12月	2	0.40	(20)	180.0 50.03 (28)	0.50	
17(大6)	〃 長野市 K		89.5	15.0	(17)			
	〃 上水内郡 L	7/17~8/2	17	6.08	(36)			
	新潟県下新川郡 M㉨	7/17~9/6	104	31.12	(30)	210.5 52.20 (25)		
	〃 〃 N㉩							
18(大7)	長野県長野市 K	9/11~11/28	45.5	6.88	(15)			
	〃 〃 O	6/15~7/12	28 ² / ₃	17.20	(60)			
	〃 〃 P	6/19~8/12	52	6.50	(13)			
	〃 上水内郡 ㉪	6/17~6/24	5	3.0	(30)			
	〃 〃 Q R S	6/24~7/11	51	28.55	(56)			
	〃 〃 T	7/2~7/11	9	6.30	(70)			
	〃 〃 ㉫	7/2~7/11	9	5.40	(60)			
	新潟県下新川郡 ㉬	7/14~8/8	24	9.60	(40)			
〃 〃 ㉭	7/14~7/29	14	5.0	(36)	238.2 88.43 (37)	1.70		
19(大8)	長野県上水内郡 ㉮	6/28~7/13	15	12.0	(80)	15 12.0 (80)		
20(大9)	ナシ							
21(大10)	長野県上水内郡 ㉯	6/21~6/30	9	7.20	(80)			
	〃 〃 ㉺	6/21~6/30	9	7.20	(80)	18 14.40 (80)		

22(大11)	長野県上水内部	U	6/21	0.5	1.0	(100)	0.5	1.0	(100)		
23(大12)	〃 更級郡	V	4/12~12/11				年間	160.0		5.0	6.50
24(大13)	〃 〃	V					年間	171.50			3.80
25(大14)	ナシ										
26(大15)	長野県下高井郡	W	6/9~8/27	31.5	38.0	(121)					
		X	8/27~9/26	28.5	28.50	(100)	60.0	66.50	(111)		

注) 1. 大正3年のDの就労延日数(*平均日当)は推定値。

2. 大正7年から8年3月までは、リンゴ園(山畑)の番小屋に夫婦を雇っている。その経費は7年が48.7円(他米2,135石, 麦0.935石, 麦粉0.14石, 石油2.35合, みそ他), 8年は6.3円(他米, 麦, 麦粉, 石油, みそ他)となっている。

資料)「金銭出入帳」

傾向があり、こうした変化のなかで市況変動に対応して断続的な一次的規模拡大をみる一種不安定な展開も認められる。大養蚕家という特徴が蚕種業者という明治期の前身に由来するとみることにはあながち不当ではないと思われるが、この特徴は、早くも大正初期に失われるのである¹⁵⁾。この変化の画期は販売量が急減する4年にかけての時期に求められる。

この4年の経営変化として注目されるのは夏蚕の導入である。それまで春蚕、秋蚕ともに各80~90貫以上という販売量が、春蚕は30貫前後に、また秋蚕は50貫台あるいは10貫ないしそれ以下に減少する一方、新たに25~30貫前後の夏蚕が加わる。長野県養蚕戸数において夏蚕が春蚕を凌駕してトップに出るのが明治37年であるが、明治末期まで蚕種業を営んでいた中沢家では、大正初期の養蚕業への転身を春蚕・秋蚕飼育で開始する。そして4年目で大幅な規模縮小を行うとともに夏蚕に着手したことになる。「夏秋蚕ニ至リテハ掃立数回ニ涉リ且伐採後ノ桑園ノ入手レヲ要セザル為、雇人ヲ要スルモ僅少ニシテ春蚕ニ対スル約半数ナリ」¹⁶⁾という事情がある。中沢家において夏蚕導入による季節蚕雇日数(蚕雇はほぼ季節雇形態であった)の変化をみると、絶対数では減少している(大正2年の362日から3年251.5日4年203日5年180日等表9)。また夏蚕導入前後(2年と5年)の減少率を繭販売量と雇日数について対比すると(ただし販売量は繭蚕等を含め生産規模を必ずしも反映するものではないが)、前者35%に対し後者50%である。このように夏蚕の導入は、季節雇の減少については賃金支出の減少と一定の関連を有しているのである。

しかしながら夏蚕導入は支払賃金の減少をねらいとしたものではない。4年の段階ではまだ労賃高騰は現れていないのであり、賃金要因が経営上の変更をせまったという因果関係は見出せない(6年までは平均日当が多い年でも30銭にとどまっている)。また何よりも、養蚕業だけについてみればこの時期に大幅な規模縮小の必然性は一般的に存在しない。長野県全体では明治期

15) 中沢家の養蚕業は規模=総収繭量においてこそ縮小するが、これは必ずしも生産性の低下を示すものではない。蚕品種や桑品種は詳細に記録されており、大正11年に導入した人工孵化も敏速な対応であった。「蚕界に大革命をもたらした」(『長野県蚕糸業外史』中篇50頁)とされる人工孵化蚕種が長野県で始めて実用化されたのがこの11年に他ならない(同著)。

16) 大正10年「北佐久郡三井村養蚕労働力需給状況調」(前掲『長野県史』143頁)。

表10 支 出

年	農 業 生 産 費							計		
	肥 料 (g)	(g/i)	蚕 種	桑・苗	蚕 具	その他	労 賃 (h)	(h/i)	(i)	(i/1)
大1(1912)	341.25	58.5%	17.50	9.80	2.53	16.36	196.25	33.6%	583.69	24.5%
2(13)	304.82	52.2	29.10		0.90	28.69	218.40	37.5	581.91	31.8
3(14)	202.25	37.8	22.70		0.18	85.45	224.94	42.0	535.52	33.2
4(15)	301.65	56.5	28.50		4.10	12.01	188.01	35.2	534.27	39.1
5(16)	132.97	40.2	25.15	0.40	0.50	11.11	160.39	48.5	330.52	22.5
6(17)	200.51	54.0	33.68		1.91	3.16	131.88	35.5	371.14	26.5
7(18)	262.47	45.0	34.70	57.50	0.28	18.26	213.55	36.6	583.76	28.6
8(19)	426.65	55.0	43.84	37.52	0.10	89.09	178.05	23.0	775.25	38.5
9(20)	124.35	30.1	64.84	42.00	3.20	46.58	131.63	31.9	412.60	17.4
10(21)	142.01	29.9	21.30	26.95	1.20	27.13	256.75	54.0	475.34	19.9
11(22)	79.35	21.7	26.50	35.85		81.00	142.30	39.0	365.0	15.1
12(23)	95.85	23.1	18.10	70.45		11.99	219.10	52.7	415.49	13.6
13(24)	102.77	18.8	31.20	16.80	12.60	40.38	343.97	62.8	547.72	17.3
14(25)	163.01	38.3	43.80	10.00	2.20	74.46	132.01	31.0	425.48	13.3
15(26)	127.50	41.9	24.20		19.66	2.20	130.65	42.9	304.21	11.7

資料)「当座帳」注)「収支A・B」における「当年・前年f」は表3の「収入合計f」のことである。

から大正期にかけて、桑樹栽培では多年性の魯桑実生苗の栽植、多額の購入肥料の投入など強い多収穫志向が現れるとともに、労力節約をめざしたいわゆる経済育が唱道される¹⁷⁾。それは労働生産性を高める方向での生産量の拡大をめざすものである。実際に県全体の収穫量は大正初期の600万貫台から5年には800万貫台へ14年には1000万貫台へと増加の一途を辿る(図1)。こうしたなかにあつて夏蚕の導入と蚕雇日数減少とは、むしろ後者が前者の結果であり、また夏蚕の導入自体が養蚕業以外から生じた変化に起因していることを示している。そしてこの4年の変化は、次にみるように桑畑の縮小をも伴っている。

同じく表9によると、4年の繭販売量の縮小が繭販売の増加をもたらしたことがわかる。また6年の年間70貫台の販売量でも120円以上の桑販売に結びついた。そして年間100貫規模をこえた7、8年はそれまでになく秋蚕に急増がある。そこで出現したのが桑の購入という事実である。ここには、桑畑縮小のあと、繭価の上昇をみて購入桑で賄いながら急拠繭生産を増加させるという、きわめて市場対応的な経営の動きを読み取ることが可能である。翌9年の繭価急落期には販売量が前年に対して半減している。しかも桑葉を購入していることは、6年のほぼ同規模の繭販売実績および桑葉の大量販売実態との比較において、7、8年にかけて桑畑の縮小があったと判断できる。その後、桑苗を漸次購入し、繭価の上昇した14年の繭生産拡大に際しては桑葉購入は少量にとどまっている。概して、振幅に富んだ生産状況が大正後期における中沢家の養蚕業の特徴である。

17) 島田武雄・渡辺成美「長野県養蚕業史」(農業発達史調査会編『日本農業発達史5』所収) 577頁以下。

(単位：円)

開墾費	租税公課		家計支出〔うち教育費〕		支出合計 (指数)		収支 A	収支 B	
	(j)	(j/1)	(k)	(k/1)	(1)	1912=100	当年 f-1	前年 f-1	
45.50	369.77	15.5%	1385.75	[214.47]	58.1%	2384.71	100	- 444.2	
149.48	331.58	18.1	767.02	[227.46]	41.9	1829.99	77	- 38.44	110.52
54.20	395.86	24.6	626.55	[123.67]	38.9	1612.13	68	- 105.31	179.42
21.17	396.86	29.0	414.55	[8.77]	30.3	1366.85	57	- 502.97	139.97
35.76	441.47	30.1	659.39	[5.38]	44.9	1467.14	62	- 73.31	- 603.26
	412.04	29.4	617.75	[13.19]	44.1	1400.93	59	73.83	- 7.1
	473.63	23.2	986.61	[61.76]	48.3	2044.00	86	- 181.12	- 569.24
	233.64	11.6	1002.44	[36.31]	49.8	2011.33	84	1061.34	- 148.45
	900.36	38.0	1058.70	[82.05]	44.6	2371.66	99	- 603.83	701.01
	614.62	25.7	1299.87	[211.41]	54.4	2389.83	100	- 560.12	- 622.00
	639.53	26.4	1418.18	[77.09]	58.5	2422.71	102	- 551.70	- 593.00
	510.26	16.7	2135.87	[866.99]	69.8	3061.62	128	-1239.92	-1190.61
	516.91	16.3	2107.01	[812.44]	66.4	3171.64	133	-1437.12	-1346.94
	517.89	16.2	2252.55	[1214.76]	70.5	3195.92	134	- 452.57	-1461.40
40.50	547.42	21.0	1712.45	[62.69]	65.7	2604.58	109	-1022.96	140.77

一方、11年からは蚕飼育期に変化があり、夏蚕がなくなり、春・秋蚕飼育体制に再び戻っているかにみえるが、この点は長野県下で急速に進む蚕の品種改良・管理体制が養蚕農民に新たな対応をせまった等の事情が考慮されねばならない。県統計でも夏蚕・秋蚕の区別が10年頃よりなくなり、夏秋蚕として一括されるようになる。また中沢家において人工孵化が導入されるのも、夏蚕の区別が消失する11年からである。大正10年頃には蚕飼育技術上の大きな環境変化があったのである。隆盛を極める養蚕業一般の動向のなかで、中沢家でも14年には一次的な規模拡大があるわけだが、むしろ当家養蚕業の市場対応的「弾力性」が目される。半面、必ずしも養蚕業への特化を急がないですむ「ゆとり」もみられる。ここには、大正期に急速に拡大する農産物市場を前にした耕作地主の他の関心の存在が示唆されている。

(2) 経営支出の動向

つづいて経営支出の動向をみると、このうち比重の大きいのは、肥料と労賃である(表10)。肥料はとくに大正1～2年に大きい。これに占める桑肥の比重が大きいことは、先の養蚕規模の動向からはほぼ明かである。また労賃についてもこの1～2年の大きさは養蚕雇いに起因するところが大きい。2年の場合でみると、労賃支出208.4円のほぼ半分の103.15円がそれ(季節雇)である。そして養蚕規模の縮小が、少なくとも肥料については支出減少をもたらしたといえよう。またそこには購入肥料支出を抑制しようとする動機も働いたと考えられる。一方労賃の減少はそれほど顕著ではない。前掲表にみる12, 13年の年雇は、その年の養蚕規模の小ささ

表11 大正期中沢家の

	村 内 男 子						村 内		
	雇用人数 (人)	雇用日数 (日)	支払賃金 (円)	1人当平均		平均日当 (円)	雇用人数 (人)	雇用日数 (日)	支払賃金 (円)
				日数(日)	賃金(円)				
1912(大1)	9	299.5	83.43	33.8	9.37	0.28	6	50.0	9.25
13(2)	10	346.5	111.40	34.7	11.14	0.32	7	39.0	9.13
14(3)	10	405.0	109.43	40.5	10.94	0.27	3	98.0	22.18
15(4)	13	440.1	117.94	33.9	9.07	0.27	4	62.0	12.45
16(5)	10	342.0	86.02	34.2	8.60	0.25	4	30.0	4.66
17(6)	13	198.0	65.75	15.2	5.06	0.33	4	21.0	4.95
18(7)	6	92.5	41.95	15.4	6.99	0.45	3	59.0	16.33
19(8)	7	179.0	137.45	25.6	15.94	0.77	2	5.0	2.50
20(9)	4	124.0	100.43	31.0	29.11	0.81	2	9.0	10.80
21(10)	11	224.0	221.01	20.4	20.09	0.99	5	17.5	7.85
22(11)	7	66.5	87.50	9.5	12.50	1.32	3	6.5	3.30
23(12)	4	22.0	18.00	5.5	4.50	0.82	2	16.0	11.60
24(13)	17	114.5	144.50	6.7	8.50	1.26	2	8.0	8.60
25(14)	12	68.0	85.80	5.7	7.15	1.26	7	36.5	40.45
26(15)	3	43.0	51.60	14.3	17.20	1.20	4	9.0	7.75

資料)「当座帳」

から、他の経営部門に需要された部分が多かったといえる。また大正期後半になると労賃水準の上昇という、肥料とはまた別の事情がある。以下では主として労賃水準上昇も含めた養蚕雇以外の雇用労働と、これに直接かかわる養蚕以外の経営に関する支出実態をみることにする。すでに述べたように、ここには基本的にリンゴ生産費が含まれていない。しかし散発的にはそれとわかる支出も混入されている。この点は逐次指摘していくことにしよう。

季節雇を除くすべての雇用労働力は主として同部落内から供給されている。その状態は表11が示すとうりである。圧倒的に男子労働力であり、女子の場合は田草取りが多い(表12)。男子の場合は大正1年では水田に要する作業が比較的多い。しかし2年から目立ってくるのが山行、消毒、綿虫といったリンゴ向けの作業である。雇用労働に関しては同一雇人がリンゴとそれ以外の双方の作業に従事するケースがむしろ一般である。したがって帳簿記入上、リンゴとそれ以外を区別すればかえって繁雑になった面が否定できないであろう。帳簿記帳は記帳自体が目的でないことはいうまでもない。つねに作業日、その年間日数と支払い額が詳細に計算されている。日当は年間を通じて変化する。またすでにふれた弁当持参者の区別も細かく行っている。そうしたなかで、リンゴ作業はそれとわかるように明記されている場合が多い。そして年間雇用日数が最大になる4年(男子で440日)についてみると、大半がリンゴ向け(表12中の「古ヤシキ」とは村内のリンゴ園である)となっている。作業のうち「山行」とは、小作畑に切り替える前の山地リンゴ園向けである。そしてこのリンゴ園は、大正1～5年に延べ300円余を開墾経費として投じている(表10の「開墾費」)。しかもリンゴ生産が家族労働力の範囲を越えて

日雇労働力の状態

女子			村内男女日 雇賃金合計 (円) (a)	田植人件費				(a)+(b) (円)	開墾用賃金 (円)
1人当平均		平均日当 (円)		馬耕田掻 (円)	人夫 (円)	手間相殺 (円)	合計(b) (円)		
日数(日)	賃金(円)								
8.3	1.54	0.19	93.60	3.00	6.40		9.40	103.00	45.50
7.0	1.30	0.23	120.53	6.00		1.40	7.40	127.93	149.48
3.0	7.39	0.23	131.60	7.05	7.80		14.85	146.45	54.20
4.0	3.11	0.20	130.39	4.13			4.13	134.51	21.17
4.0	1.17	0.16	90.68	4.40		2.65	7.05	97.73	35.76
4.0	1.24	0.24	70.70	6.23		2.25	8.48	79.18	
3.0	5.44	0.28	58.28	6.80			8.80	67.08	
2.0	1.25	0.50	139.95	12.80		3.00	15.80	155.75	
2.0	5.40	1.20	111.23	12.80		4.80	17.60	128.83	
5.0	1.57	0.45	228.86	11.70		1.80	13.50	242.36	
3.0	1.10	0.51	90.80	7.50		6.50	14.00	104.80	
2.0	5.80	0.73	29.60	3.00			3.00	32.60	
2.0	4.30	1.08	153.10	3.00			3.00	156.10	
7.0	5.78	1.11	126.25	2.86		2.90	5.76	132.01	
4.0	1.94	0.86	59.35	4.80			4.80	64.15	40.50

いたことは、中沢家の自作的性格という以上に積極的な経営主的性格を示している。しかしその発展局面は大正後期にかけて雇用労働力不足という壁に遭遇せざるをえなかった。平均日当は初期の30銭前後から、7年以降うなぎ上りに上昇し、1円を上回るのが11年である。こうした上昇が村内における労働力不足に起因することは、この11年に村外の年雇を採用したことが示している。半面日雇労働賃水準の上昇が必ずしも直接的原因でなかったことは、年雇採用により労働賃支だがかえって増加している点に見られる。

ところで経営費支出の総計は、養蚕を大規模に行っていた初期以降は、8年の主として肥料支出の一次的突出に起因する800円弱の最高値のほかは300~400円程度にとどまっている年次が多い。その要因は主として肥料支出の抑制と雇用労働の減少にある。全体として大正末期にかけて支出減少となっている。そしてこれについては第1に、リンゴ生産の展開のなかでその経費が別帳簿へ移された可能性が考えられる。そうであるとすれば、労働ならびに消毒費(薬品)等の支出が実際には存在し、したがってこの総計をもってただちに経営費の総体を判断することはできない。この総計における減少傾向は、かえってリンゴ生産への経営の傾斜を意味しているとも考えられる。こうした問題点も含んでいるが「金銭出入帳」の範囲内で家計費等も含めた家経済の収支をみると(前掲表10)、大正期のほとんどの年次にわたって赤字が発生している。つまりリンゴ収入がなかったものとする、顕著な支出多寡となる。こうした不合理が一般に成り立たないとすれば、やはり数百円から千円以上のリンゴ販売収入があったものと想定せざるをえない(この時期に所有地の減少はほとんどなかった)。自作地経営の展開が、前述

した養蚕業を早期的に縮小する一方でリンゴ生産の拡充を企図する方向をもっていたという点が考えられる。ではなぜこうした企図が生じたのであろうか。言い替えるならば、養蚕をせずでみた米作からリンゴへの経営の転換とは、中沢家経営のどのような性格に基づいているのか。この点を次節の検討課題としよう。

表12 日雇の月別延労働日数と主な作業状況

年・月	男	子	女	子	合計 (日)
1・1	米つき3日				3
2	井戸替1日 他7日				8
3			他12日		12
4	桑植2日 他20.5日		草取38日		50.5
5	中打1日 山行6日 他10日				17
6	麦打0.5日 他35.5日				36
7	田草27日 山行9日 桑畑1.5日 他2.5日				40
8	田草7日 草かき8日 山行11日 蚕29日				55
9	蚕10日 付7日				12
10	秋手伝い7.5日 他22.5日				30
11	古ヤシキ12.5日 粃すり1日 他19日				32.5
12	粃すり3日 スルス4日 肥出し0.5日 モチツキ0.5日 山坪見8.5日 他22日				38.5
2・1	米つき21日				21
2					—
3	土堀14.5日 リンゴ植3日				17.5
4	山行6日 山坪見1.5日 他42.5日		草取12.5日		62.5
5	堆肥0.5日 媒掃10日 中打5日 山行11日 他19日		穂抜11.5日		57
6	山行2日 他21日		蚕3日		36
7	麦打1日 田草4日 消毒2日 他20.5日				28.5
8	山行6.5日 草取4日 消毒1日 他28.5日				40
9	ワラズグリ6日 リンゴムキ1日 綿虫1日 他28.5日		蚕1日		36.5
10	桑畑1日 他25日				26
11	稲こき1日 山行6日 古ヤシキ9日 他18日		稲コキ1日		35
12	古ヤシキ13.5日 山行2日 他8日				23.5
4・3	リンゴ肥3日 古ヤシキ2日 山行1日				6
4	リンゴ植11日 古ヤシキ26.5日 桑肥2日 肥出し4日 消毒6日 桑株切1日, ヒナタオロシ3日, 山行3日		草取り25日		81.5
5	肥出4日, 中打8.5日, 桑畑1日, 山リンゴ手入69日, 古ヤシキ5日 普請手伝い17日, 他15日		草取12.5日		132
6	山行15日, 消毒1日, 他28.5日				44.5
7	田草16日, 麦打5日, 袋掛2日, 他11日		蚕8日, 田草1日		43
8	田草3日, 桑つみ1.5日, 他45.5日		蚕13.5日		36.5
9	他24.5日				24.5
10	他11日				16
11	山行14日, 他2日				16
12	山行13日, 古ヤシキ40日, 他2日				55

8・3	午房堀3日, 山行2日, 肥出0.5日, 古ヤシキ1日		6.5
4	古ヤシキ14.5日, 肥出5日, 消毒2日, ヒナタオロシ1日, 他5日	草取5日	32.5
5	中打2.5日, スルス2日, 消毒4日, 山行0.5日, 他5.5日		14.5
6	古ヤシキ2日, 山行1日, 消毒1日, 他27日		31
7	田草14日, 他7.5日		21.5
8	田草3日, 他18.5日	蚕0.5日	22
9	他15.5日		15.5
10	他16.5日		16.5
11	山行2日, リンゴ1日, 他7日		10
12	スルス7日, 他4日		11

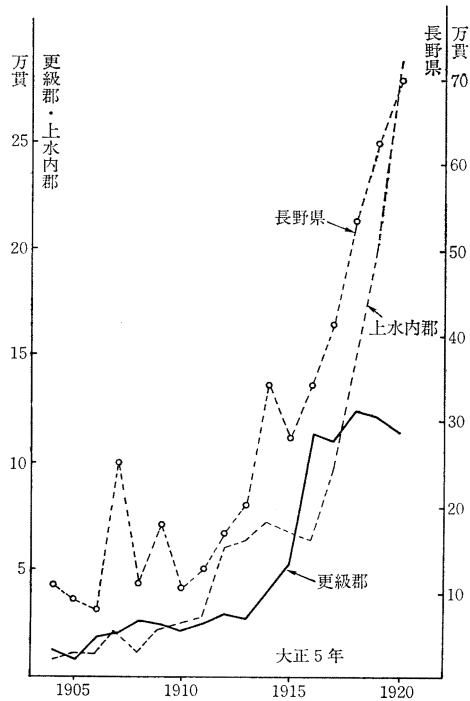
資料)「当座帳」

4. リンゴ経営の性格

(1) リンゴ経営と家族労働力

リンゴ経営に関しこれまで述べた諸点を整理しておこう。まず第1に明治30年代後半に拡大した栽培面積はほぼ1町程度であること、第2に明治末期から大正初期にかけて村外の山林に畑を開拓し、大正10年の廃止までそこでも栽培が行われていること、第3に、山畑廃止の代わりに村内の自作水田の大半(5反)を新たにリンゴ畑としたこと等である。本節ではこれらの

図2 更級郡リンゴ生産量の推移



(資料)『長野県統計書』

表13 苹果栽培来歴

年次	内容
明治44年	五男源四郎東京府立園芸学校ニ就学大正二年三月卒業。同学校ヨリ綿虫シラズト云フ台木数種ノ分与ヲ得テ接木ニヨリ苗木ヲ仕立タルモ其ノ結果ハ只綿虫ノ繁殖少キノミ綿虫知ラズト云難シ。上水内郡神郷村ニ借地ヲ得テ(綿虫ナキ地方)苗木壹万木ヲ代出シテ二年後山畑(大室村ニ)植付ケ残余〔六千本残余〕ハ希望者ニ分譲ス。長野町ノ共進会出品ハ大和錦ナリシ豊産ニシテ綿虫少ナキ故ヘ夫レヲ見テ大和錦ヲ植タルモノ多数アリシハ遺憾ナリシ。
明治45年	3月20日真島村果樹組合ヲ組織ス〔真島牧島寺尾同業者右組合長ニ挙ゲラレタリ〕。其後各村ニテ農会発達シテ農会事業中ニ果樹ノコトモ加ヘルトナリ牧島ノ組合員ハ退脱シタリ真島村ハ園芸組合ト改称シテ現存ス組合員五十余名。9月23日台風アリ落果四百余貫ニ及タリ。
大正2年	豊作壹万貫祝賀ヲ行ヘ盃ヲ製シ知己ニ分与ス。
大正4年	天皇陛下御即位式ノ大典奉祝ノ為苹果献納シ宮内庁ヨリ御満足ニ被思召タル通知書御下付アリ。5月大室山ニ小家〔大石象狩ヘ一棟ツツ〕二棟ヲ建テ荷造所敷地ヲ買得ス。
大正5年	12月20日更級郡園芸組合ヲ組織シタリ〔組合長ハ郡農会長副組合長ニ就任〕。
大正7年	7月27日長野農事試験場ヨリ苹果調査委嘱ヲ受ケ調査報告ス。同年欧州戦争ニテ青酸加里輸入中絶ニ依リ薰蒸中止ス。
大正10年	大室山ノ大石果樹園象狩果樹園廃止スル事トス。但シ河東線ノ停車場設置ナキ事トナリ家事上ノ都合モ産業組合関係ノミモ県ノ連合会常任監事村ノ産業組合長更級蘭余販売利用組合長其他ノ公務ニテ自ラ監督出来ズ長男源ハモ公務アリ子供ハ縁付又ハ公職ニテ家内ニ従事者ナシ。建家式棟ト果樹約六千本ハ売却又ハ無代分与ス五百三十本売却其代金百五十三円二拾銭建家百円収入ス。跡数年継続ス。更級郡園芸組合立毛品評会(初年)始メ。此ノ年大室山ノ結果中売却分代壹百円収入ス。
大正11年	春大室山ヨリ本宅南方空林ト云フ田地五反歩ヘ移植ス紅玉園ト為ス。同年ヨリニコチン消毒ヲ始。3月中野町綿貫苹果園当方ノ名義トナル〔昭和六年七月売却ス〕。更級郡園芸組合副組合長ニ再選(続テ組合長ニ選任セラレタリ組合長ハ此マデ郡長又ハ農会長現任者ナリ)。10月6日更級郡同業中視察員ヲ組織シ先進地ノ青森県山形県下ヲ視察調査ス報告書ヲ作り同志者ヘ配布ス。
大正13年 及14年	式ヶ年郡産優良苹果ヲ 閑院宮 久慈宮両陛下ヘ堀内文治郎ノ斡旋ニテ献納。閑院宮付別当田内三吉 久慈宮付宮内事務官野林禮讓両氏ヨリ御嘉納ノ挨拶状受ク。
大正15年	8月北海道余市近辺ニ青森ヲ再視察ス。

経緯に加えて、貞五郎の自筆による「苹果栽培来歴」の記録(表13)に基づき、大正期の経営展開をみていくことにしよう。

まず経営規模に関してであるが、「大石果樹園」・「像狩果樹園」と称した山畑の方は、明治末期に苗木が少なくとも6,000本植え付けられている。綿虫の害には相当苦勞した様子で、この6,000本は他所の借地で育てられた1万本の苗木を山畑に移植するという努力が払われた。またその際、残る4,000本を「希望者ニ分譲ス」という記述があり、郡下のリンゴ生産が当時発展途上にあつたことからみれば(図2)それは中沢家の普及努力のひとつともいえよう。この山畑には4年に小屋が2棟建てられ、荷造所敷地も購入される。これらがどの程度機能したかは明かではないが、やがてこの果樹園の廃止とともに売却(100円)されるときの理由に「河東線ノ停車場設置ナキ事トナリ」とあるのは、もともと出荷体制整備を目的とした小屋・荷造所建設計画があつたことを示している。この山畑の経営規模を直接に示す資料はないが、廃止

に際して「果樹6千本ハ売却又ハ無代分与」している。そこで同年(10年)の長野県統計からこの「6千本」に基づき経営規模を推定すると、それは1万7千貫弱(リンゴ樹1本当たり2.78貫を適応)の収穫量と1万3千円程度(収穫量1貫当り78銭を適応)の価額となる。しかしこれは実態を大幅に越えた推定である。というのも大正2年には「豊作1万貫祝賀ヲ行ヘ盃ヲ製シ知己ニ分与」しており、「1万貫」が特別の成果であったからである。またのちにみるように、果樹組合の実績に照らし合わせても通常1戸で1万貫を越える規模は考えられない。この他参考までに昭和9年の生産状態をあげれば、「9月21日未曾有ノ台風苹果ノ被害。古屋敷約5千貫空林千5百貫梅桜桃水密柿不結果」という記録がある。古屋敷(明治期以来のほぼ1町と見込まれる畑、空林は大正11年に水田から転換された畑である)の被害だけでも5千貫ということからみて、時期的に離れてはいるが、村内分だけでも5千貫は下らない生産状況にあったものと推定できる。しかしここで生産価額自体を明確にする必要はない。ただ「6千本」(10年)あるいは「1万貫」(2年)という記録が、大正期において数千円の粗収入をもたらすものであったことを確認すれば十分であろう。1万貫とはこの年の1貫当たり平均価額31銭とすると、単純に計算して3,100円の価額となる。それは同じ年の150貫以上の蕪販売収入800円余を大幅に上回っている。その後、大正14年までリンゴ価格は明瞭な上昇傾向を迎える。リンゴ経営収支が不明な状態で出現していた中沢家の「収入不足」分を、実は十分補い得る経済効果をリンゴ作経営はもっていたのである。

しかしこうした経営効果も、その経営が一定の安定を維持してこそ可能となることはいうまでもない。そこで次に問題になるのは経営を支える労働力の実態である。雇用労働力について

表14 大正期の家族構成

家族構成員	生年	大正12年															備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
貞五郎 父	1862年	—————○—————															明治期に婿養子に出る 5年に結婚、9年に分家 " " " 3年まで東京で就学、4年入営 4年卒業、12年須坂へ婿養子 9年"、12年東京へ(入学)
たか 母	1863年	—————○—————															
源八 長男	1885年	—————○—————															
ふじ // の妻	1887年	—————○—————															
和代 // の子	1911年	—————○—————															
倍子 // の子	1916年	—————○—————															
源七郎 次男	1887年	—————○—————															
源紀 三男	1889年	—————○—————															
// の妻		—————○—————															
源士郎 四男	1894年	—————○—————															
源監 五男	1897年	—————○—————															
源昇 六男	1902年	—————○—————															
源一 七男	1911年	—————○—————															

注) ○……○は未就学・就学期

は先に大正中期にかけてリンゴ向けの日雇労働力の増加と末期にかけての急減そして年雇の出現を確認したが、この変化は時期的に山畑廃止とちょうど重なっており、リンゴ経営の変化に対応した現象とみることができる。もっとも14年には日雇も少ないばかりか年雇も消失する。ここには前述した雇用労働力確保の困難さがみうけられる。と同時に改めて問題になるのが家族労働力である。経営展開を規定する重要な要因として、次に家族労働力の構成をみていこう。

貞五郎には男子7人と女子1人の子供がいる。このうち明治中期に女子が近村に婚出し、男子は次男¹⁸⁾が下高井郡中野町の綿貫家の婿養子となる。明治期において長男源八が蚕種業に従事する一方、次男は貞五郎のもとでリンゴ生産に従事していた。次男は入婿先でもリンゴ経営を行い、その後も中沢家と緊密な親戚関係ばかりではなく、リンゴに関する情報交換を行っている。大正11年に「中野町綿貫苹果園当方ノ名義トナル」のはそのつきあいの一環である。大正期はしたがって貞五郎夫婦、長男源八夫婦とその子供（女子2人が明治44年と大正5年に出生）そして3男以下5人の男子が同居家族という構成で出発するが、この5人は7男以外4人が大正期のうちに家を出る。そこで大正期の家族労働力の流動的要素は主として3男以下の動態にあることになるが、その概要は表14が示すとうりである。まず3男は5年に結婚し、9年に同じ部落に新居をもつ。この新居は宅地230坪と居宅とも（2,500円）購入したもので、建前式その他の経費（総額3,126.5円）をすべて中沢家（本家）が支出している（祝儀は3男本人に渡している）。農地分与は明かではないが、本家の小作を水田（10年開始。小作収4俵—1反程度に相当する）と畑（13年開始。小作収4俵と124坪—1.5反程度に相当する）で行うようになった。明治以降の中沢家の直接分家はこれで3戸となる。つぎに4男は東京府立園芸学校を大正3年に卒業し、生家に戻りリンゴ経営に従事する（後に紹介する資料『真島果樹組合事業報告書』にその名前がたびたび出現する）が4年に入営し、やがて11年に東京で結婚する（この間、生家に長期に留まった形跡はない。「当座帳」には買い物のためにそれを行った者の名が記入され、この記録および小遣のやりとりの細かい記録などから家族の同居状態を判断することができる）。5男は4年に更級農学校卒業後4男に入れ替わるようにリンゴ経営に従事するが、12年に須坂に入婿する。6男も更級農学校を9年に卒業するが、3年後の12年学業のため上京する。そして7年に源八の長女とともに尋常小学校に入る7男は、就学状態で昭和を迎える。

以上が中沢家男子の動態の概要であるが、ここで家族員数を15歳以上とそれ未満に区別して示すと、15歳未満は大正期を通じてほぼ3人に対し、15歳以上は9年の3男の新居移転までは8人（ただし3男夫婦が、それまで同居していたとする）、その後6人へ、5,6男が家を離れる12年には4人に減少する。このうち源八はリンゴ経営を主としていないが、半面で蚕飼育についての帳簿記入はかなり綿密であり、前身を蚕種業者とする源八の養蚕への技術的関心は大正期に

18) 中沢貞五郎の次男源七郎は明治41年に綿虫被害対策として長野県知事あてに申請書（『長野県史近代史料篇 第5巻農業』285頁）を提出している。また同年、長野市城山で開催された一府十県連合共進会で源七郎は1等の金牌を得た（『長野県果樹発達史』1979年113頁）。

入っても存続している。一方、貞五郎は次項でもみるようにリンゴひいては果樹生産にきわめて熱心であり、そしてこれがかわるがわる補佐するのが3男以下である。大正期の家族労働力は養蚕業と果樹生産に適宜に配分されたうえで、種々の作業要員の不足を雇用労働力が補う状態にあったとみることができる。それはいわば純粹の自作農ではないが、家族労働力を基幹においた経営である。しかしこのことは、男子が家に留まらない限りかえって経営の不安定要因になる。先述の10年に始まる山畑廃止は実は貞五郎夫婦と源八夫婦だけになる世代の最終的交替期に他ならない。廃止理由に「長男源ハモ公務アリ子供ハ縁付又ハ公務ニテ家内ニ従事者ナシ」という家族構成の変化がある。子供の教育の方針に果樹農業経営者育成という柱があることは、子供たちの就学先あるいは多額な教育費支出（教育投資）からとらえることができる（表9参照）。しかしながら長子単独相続に基づく家族経営という基本的性格は、この支出（投資）を自家経営拡大に結びつけえないばかりか、経営規模の縮小さえもたらす。大正後期中沢家では息子たちの独立による家族規模縮小をつうじて、雇用労働力を活用するにも経営の人的基盤の脆弱化が進行していた。もっともすでに指摘したように、雇用労働力の確保自体が困難化しているという状況は軽視することができない。軍隊入営者も各所で出現する周囲では、養蚕業を基盤に各経営において家族労働力のフル稼働という状況が一般的であったであろう。こうしたなかで経営規模の変動が家族労働力数の変化に規定される小農経営の性格は、耕作地主経営をも貫く論理になりつつあったのである。中沢家の場合は、さらに引用文中にもある「公務」がある。しかもそれは果樹生産にかかわるところが大きい。結局、小生産者リーダーをして自家経営の手づまりに遭遇するということになったのだが、このリーダーとしての活動については項を改めてみることにしたい。

（2）中沢家と真島果樹組合事業

「苹果栽培来歴」によれば、貞五郎は明治45年に真島村果樹組合を組織している。これには自村ばかりではなく隣村の牧島・寺尾（中沢家の山畑のある村である）両村の加入者もあった。当時、果樹を栽培する者はそう多くはなく、居住地区をこえて同業者という属性に基づき組織化されたといえよう。しかし後年「農会発達シテ農会事業中ニ果樹ノコトモ加ヘル」段階になり、他村の組合員から脱会者が出ている。特定農産物の生産組合が農会活動¹⁹⁾に吸収される事例がここにみられるが、真島村はそれと異なり、生産組合が農会に対して独自に固有の活動（農会と合同講話会の開催や農会への補助金申請など、一定の関係にある）を行っていく事例である。やがて「真島園芸組合」に改名（再編？）されることになるが、その時期は更級郡園芸組合が設

19) 明治32年に設立された長野県農会は国立試験場技師、青森・秋田県技師等の講習会を度々開催している。なかでも大正12年開催の青森県リンゴ栽培の実際家2名を招いてのリンゴ剪定実地講習会は、「県内のリンゴ栽培を一変させるほどの大きな影響を与えた」（『長野県果樹発達史』113頁）といわれる。

立された大正5年前後と考えられる。一方「真島果樹組合事業報告」（貞五郎が執筆）は6年をもって閉じられている。この事業報告書の末尾には次のような添え書きがなされている。

参考 大正5年秋季篠ノ井町ニ講習会開催シ郡ノ園芸会組織ノ希望アリ本年1月14日創立準備会ヲ篠ノ井町ニ開催アリ當組員（真島果樹組員のことである）小山豊松氏出席セラル現今組合加入者勧誘中ニ付御参考ニ申添候

真島果樹組合で組合長の貞五郎は郡園芸組合では副組合長（組合長は郡農会会長）に就任しているが、ちょうど郡園芸組合が設立された5年は、更級郡が県下最大のリンゴ収穫量を記録している（図2）。それまで横ばいであった3万貫以下の収量が一挙に12万貫前後に増加した5年は郡下リンゴ生産発展の画期とみることができる。そうしたなかで、たとえ豊作という好運を背景としているとしても、中沢家が「1万貫」を収穫したことは、実質上のリーダーに挙げられるにたる実績である。大正11年には郡園芸組合長に就任し、地域リンゴ生産発展の一翼として活動の場は拡大する。一方自家経営の方は「公務ニテ監督出来ズ」という事態にも陥るわけだが、以下、2年に作成された「真島果樹組合規則」に基づいて真島果樹組合の実態を検討し、中沢家経営の性格にはその後改めて立ち戻っていくことにしたい。

第一に組合の事業内容についてであるが、それは「果樹栽培ノ改良発達及ビ病虫害ノ駆除其他組員協同ノ利害ヲ計ル」という目的（組合規約第1條—〈資料〉参照）のもとに「1. 講話講習会ノ開設、1. 園芸ニ関スル新刊図書及雑誌ノ購入 1. 苗木ノ検査及消毒 1. 病虫害駆除予防用ノ器具及器機ノ設備 1. 駆除予防用薬品其材料ノ協同購入 1. 病虫害ノ協同駆除及協同薬剤ノ調製 1. 果実品位ノ改良及販路ノ拡張 其他改良ニ関スル事項」（同第2条）が掲げられている。技術改良ならびにリンゴ特有の病虫害駆除が2つの主要な柱といえよう。中沢家のリンゴ向け薬品の購入記録によると、亜硫酸2ポント7オンス、硫酸銅10貫目、青酸加里112ポンド、硫酸200ポンド（大正3年—この年と翌4年にだけ「此分林檎園」として「金銭出入帳」に記入されている）あるいは酸曹液4樽8円、青酸加里・硫酸95.5円（4年）等があげられる。組合はこれらの購入、利用、管理そして配分を協同形態で行った。またそれに際しては組合の取り決め事項として「病虫害駆除予防法」（9項からなる）と「薬剤及器具共同購入並ニ調製法」（7項からなる）がある。その内容は細部にわたり、前者については実査員による駆除励行、植込距離、剪定法の監視、場合によって生じる実費負担、後者については購入量、分配、価格負担等の取り決めが明記されている。ここには組員相互の厳しい生産管理規制をみることができるが、こうした厳しい管理の必要性は病虫害の発生が個別経営の利害を越えて村内外に伝播するという当時のリンゴ作の不安定性を示しており、規則には「応ゼザルトキハ其果樹ヲ焼棄スルモノトス」という厳格な条項も盛り込まれている。生産過程の自然的特質が何らかの形態で必然化する相互規制を、営農者間の協同的な生産秩序の維持・管理という形態で実践しようとするところに、本事業の特徴をとらえることができる。

第2に、その発展方向として栽培実習、視察等のさまざまな技術向上の試みと、その成果を

表15 真島果樹組合の栽培・販売状況

組合員，栽培反別，樹数，収量，価格，大要						
	組合員数	栽培面積	樹 数	収 量	販売価額	
大正2年	38名	8町7反5畝	苹 果	4,894本	13,640貫	3,648円
			葡 萄	260	520	
			水 密 桃	50	20	
			梨	15		
3年	46名	14町8反9畝	苹 果	8,126本	8,346貫	1,835円
			葡 萄	260	530	60
			水 密 桃	50	60	9
			梨	40		
4年	49名	15町5反	苹 果	9,282本	6,573貫	1,867円
			葡 萄	260		
			水 密 桃	50		
			梨	40		

大正3年共同販売報告

月.日	出 荷 先	種類	箱数	容量	総量	売立代金	諸雑費	組合歩合 引送料
9.23	神 戸 田辺商店	苹果	40箱	3貫目入	120貫	57.30円	14.67円	} 46銭15銭
	" "	柿	2	4.5	90	3.30	1.83	
10.5	神 戸 木岡商店	柿	10	4.5	45	12.90	3.39	95 3
	" 泉徳商会	柿	6	4.5	27	9.00	2.27	7 2
	" 田辺商店	柿	7	4.5	31.5 } 販売未済ニ付計算ニ加ヘズ			
	" "	苹果	12	3		36		
10.17	" 泉徳商会	柿	14	4.5	63	16.70	5.59	11 3
	枇杷島 野口市兵衛	柿	6	4.5	37	7.80	1.78	6
	" "	柿	10	6	60	11.80	4.83	7

資料)「真島村果樹組合事業報告書」

品評会へのたび重なる出品で確認しようとする技術的努力が払われている点が指摘できる。またこれに加えて共同販売（3年から）が「希望者協議ノ上……出荷者4人依託販売先神戸市及枇杷島市場ノ2ヶ所4者へ依託販売ス」というかたちで開始されている点にみる事ができる。その規模（表15）は決して大きいとはいえないが、果樹生産の発展が共販体制を創出する方向で企図されていることに注目したい。いうまでもなくこれは小商品生産者の協同組合主義的な発展方向に他ならない。

第3に組合メンバーであるが、規則制定当時の連名者は29名で、うち25名が真島村である。組合員の経営規模別構成は不明であるが、組合員果樹生産総面積は2年には8町7反5畝、3年は14町8反9畝、4年15町5反で、平均経営面積にすると3～5反程度になる。村内畑総面積169町に占める比重はせいぜい9%程度で、当時にあつてはむろん桑畑（121町）が圧倒的に優位である。しかも収量が不安定であることに加えて組合員全員が積極的な参加者であつた

表16 長野県更級郡下産業組合の

組 合 名	現住戸数 (a)	組合員数		出資総額 (一戸当)		準備金	貯金受入総額 (一戸当)	
		(b)	(b/a)					
真島信用購買販売	447	461	103.1%	43,900	95.2	17,410	342,451	742.8
力石信用購買	199	129	64.8	3,340	25.9	3,791	60,213	466.8
今里信用購買	638	114	37.3	3,280	28.8	5,738	16,810	147.5
笹井信用販売購買利用		124		3,220	26.0	161	5,110	41.2
村上信用購買	562	333	59.3	14,780	44.4	1,913	95,847	287.8
牧之島信用購買	581	198	34.1	5,650	28.5	2,162	78,856	398.3
更府信用購買	432	227	52.5	22,380	98.6		14,042	61.9
漆原信用購買		51		1,480	29.0	740	2,954	57.9
上山田村信用購買	746	345	53.1	15,640	45.3	678	153,286	444.3
八幡信用販売購買利用	1,020	727	71.3	54,420	74.9	5,925	409,240	562.9
西寺尾信用購買販売	360	254	70.6	6,640	26.1	943	78,624	309.5
大岡信用購買販売	633	420	66.4	24,140	57.5	47	9,923	23.6
小島田信用購買	269	232	78.4	15,900	68.5	2,291	231,261	998.4
共和信用購買	597	392	65.7	21,930	55.9	139	183,203	467.4
稲里信用購買販売	514	373	72.6	20,000	53.6	3,914	121,142	324.8
青木島信用販売購買利用	536	421	78.5	31,880	75.7	3,698	238,433	566.3
更級信用購買	739	480	65.0	35,100	73.1	1,979	134,874	281.0
御廟信用購買	319	253	79.3	16,350	64.6	2,877	250,450	989.9
信里信用販売購買利用	493	358	72.6	23,520	65.7	2,239	229,349	640.6
篠ノ井町信用購買	803	551	78.6	47,340	85.9	4,356	817,161	1483.1
中津信用購買販売利用	561	438	78.1	18,200	41.6	1,412	200,358	457.4
川柳信用購買販売利用	377	224	59.4	25,740	114.9	515	298,413	1332.2
東福寺信用購買販売利用	422	279	66.1	7,720	27.7	877	82,427	295.4
信級信用購買販売	218	161	73.9	3,220	20.0	220	31,648	196.6
柴村信用購買販売利用	501	318	63.5	19,140	60.2	1,042	232,799	732.1
稲荷山町信用	1,188	454	38.2	53,960	118.9	879	188,323	414.8
信田信用購買	570	512	89.8	48,280	49.3	50	267,901	523.2
日原信用購買	197	174	88.3	15,480	89.0		28,936	166.3

資料)『長野県産業組合沿革誌』『長野県統計書』

かどうかも疑わしい。後年昭和3年の真島村で11名数えられる「リンゴ1反歩以上栽培者」²⁰⁾のうち、大正2年の連名者は8名である。残り3名は6年以降(事業報告には入・脱会者が記されているが、このなかにはない)にリンゴ生産を開始した者と考えられる。真島村の25名の大半がその後1反の経営すら維持しえていない実態にあったことになる。部落別にみると25名のうち中沢家を含めて中真島は2名(他に判明しない1名がいる)で、比較的梵天に集中している(小山姓9名がほとんどの部落)。リンゴ栽培は「家族労働力と農地(土壌)状態による」と同時に、後者については荒地がちの梵天が適していたという(古老からの聞き取りによる)。後(昭和)に貞五郎のあとを継承した組合長は梵天の小山要太郎の長男である。「事業報告」に

20) 藤原玉夫編『リンゴと共に40年』(長野県果樹研究同志会編)18~26頁。

事業実績（大正14年）

（円）

貸付金総額 （一戸当）		販売総額	購買総額 （一戸当）		借入金	預け金	利益総額 （一戸当）		剰余金	
119,633	259.5	26,840	72,931	158.2	35,500	105,818	32,318	70.1	5,723	
35,281	273.5		5,441	42.2	9,590	14,782	6,337	49.1	2,132	
6,207	54.4		1,319	11.6		21,543	1,774	15.6	631	
2,605	21.0				2,060	2,551	931	7.5	60	
82,649	248.2			33,511	100.6	47,470	7,717	8,840	26.5	3,018
22,842	115.4			22,130	111.8	12,800	18,541	3,766	19.2	1,001
5,755	25.4						2,882	650	2.9	261
14,173	277.9			6,369	124.9	2,000	5,487	2,396	27.0	1,008
74,404	215.7			15,566	45.1	29,600	33,834	8,341	24.2	1,826
136,054	187.1		225	36,135	49.7	43,600	46,218	25,351	34.9	2,278
29,545	116.3	14,785		58.2	5,000	15,091	4,898	19.3	1,218	
19,173	45.7	806		6,739	16.0	8,200	2,106	5,796	13.8	181
69,177	298.2			41,303	178.0	27,500	49,847	10,759	46.4	2,502
64,632	164.9			27,511	70.2	9,500	68,669	11,549	29.5	2,173
53,558	143.6			19,513	52.3	9,500	47,480	8,081	21.7	3,217
38,500	91.4			42,278	100.4	10,000	55,951	11,681	27.7	2,371
48,786	101.6			29,608	61.7	30,450	19,332	8,860	18.5	2,110
77,557	306.5			32,972	130.3		74,615	10,260	40.6	1,889
87,547	244.5			8,567	23.9	2,760	112,108	12,104	33.8	1,665
251,313	456.1				3,200	53,266	26,007	47.2	7,101	
70,117	160.1			8,362	19.1	1,000	57,048	11,501	26.3	3,323
98,861	441.3		2,903	13.0	3,000	85,481	8,666	38.7	1,587	
52,828	189.3		9,943	35.6	15,000	19,581	6,946	24.9	1,015	
18,097	112.4		11,018	68.4	2,000	3,315	2,373	14.7	351	
83,195	261.6		4,134	13.0		59,374	12,656	39.8	2,209	
324,850	715.5				26,000	11,495	6,215	13.7	1,443	
55,222	107.9				5,940	44,228	5,192	10.1	607	
9,322	53.6					13,857	55	2.0	93	

よると、大正3年の総会出席者は16名にとどまる。同年の年間活動記録にたびたび名前が出ている人物は数名に限られている（このうちに4男源士郎がいる。5年にはこれに替わるように5男の名がある）。いわば少数精鋭による活動によって組合は支えられていた。なかでも組合長・貞五郎が抜きでリーダーという位置にあるが、それは単なる小商品生産者の代表というより、むしろ先進技術を積極的に導入する、営農意欲の強い進取的先導者といえる。

（3）中沢家経営の性格

小商品生産者の先導者という内容が、自作農以上の土地所有を基盤とした耕作地主としての経済力に裏付けられていることは明かである。その意味で土地所有は必要条件である。しかし

土地所有者 = 地主という属性がこの内容を盛り込んだわけではない。またこれに経営者という属性が加わったとしても必ずしもそれは十分条件とはならない。なぜなら個別の私利私欲を追求するだけでこうした先導者（小商品生産者組織化のリーダー）になりえない経営発展の途²¹⁾があるからである。そこで改めて分類しえるのは、共同利害という価値を内包する経営発展方向である。

中沢貞五郎には、明治期に産業組合事業を推進あるいは同族、部落の生活・生産を組織的にリードした農村改良先導者としての活動の事績がある²²⁾。また大正期には園芸組合のほかにも、更級郡一円を区域とする更級繭糸販売利用組合創立委員会（大正11年）の座長、創立後初代の委員長になっている。この組合は、米と繭の販売を主としたが、米の「販売に対しては従来より統一的施設なきため多くは消費の残額を郡内数百人の穀商人の手に依り、商人の意の儘に取引せられ其の他僅に郡外に移出せらるるものあるのみにして一般の受くる損失蓋し大なるもの」という実情であった。また繭も「生産者の不利枚挙に遑あらず、殊に大正10年よりは法律の改正に伴い収繭前の予約売買を禁ぜられたる結果乾繭貯蔵の設備なき養蚕家は却て生繭処理に一団の脅威を感じたる矛盾の状態に陥り」というなかで「理想的な公正取引を設置すべく」結成された²³⁾。さらに真島信用購買販売利用組合の組合長として、小作争議の調停の一翼を担った（先述）ばかりではなく、大正期をつうじて組合を全村組合に組織化し（3年）、主な事業でも販売兼営生繭市場の開設（6年）、農業倉庫兼営（7年）、穀物一切の加工開始（9年）、葬具食器農産具の利用事業開始（12年）、青物市場設立（13年）そして貸家建設土地利用事業開始（14年）等を行っている。四種兼営のこの産業組合が郡内でいかに有力組合であったかは表16が示すとうりである。

ところでこうした社会活動が生産者の共同利害という価値理念から発生していることはいうまでもない。しかもその場合、当時いまだ「米と繭」が基本的な農業構造を形成していた時期に中沢家が、経営発展の展望を養蚕業にではなくリンゴ生産に置いたことがとくに重要である。更級繭糸創立にみる生産者の利害にたった繭市場あるいは米販売の実現への尽力は、社会活動レベルでの農民的共同利害の追求の途に他ならない。この活動の半面で、中沢家の個別経営の内側では販売対象としての米放棄と桑畑縮小が進行していた。それはもはや「米と繭」には展

21) 長野県伊那地方の後藤家（大正13年所有耕地4町9反。うち、小作地は田3町3反9畝、畑3反2畝）は年間200貫あるいはそれを上回る収繭量を示す大養蚕家であるが、その生産活動は専ら私利私欲の範囲にとどまっている。中沢家と比べた場合の後藤家の特徴は活発な金銭貸借、株式投資等にみられる「激しい蓄積意欲」（平野毅『近代養蚕業の発達と組合製糸』第6章237頁）、その「資金は農業経営部門とは全く無関係の運動方向を指向」する実態（同271頁）にあると考えられる。

22) 前掲拙稿参照。

23) 更級繭糸販売利用組合については各県産業組合史料集成18『長野県産業組合沿革誌』774頁による。またこの組合設立は「之れが組織に於て株式組織を可とする者と産業組合法に拠るを可とする者との二説に岐れ」再協議を重ねた結果のことであった。

開しうる共同的発展方向を見だしていなかった結果である。園芸組合の組織化は、経営発展を小生産者の結束において実現していく方向を果樹農業に求めた結果にほかならない。中沢家の「経営」は周辺農民との新たな共同関係を創出するという展望のもとに、大正期を通過していった。

しかしこの共同関係は私的利害の追求を否定するものではない。まただからといって地主的利害を単に隠蔽する「共存共栄」主義でもない。自作地において自己もまた発展的経営者であろうとしている点にこれを確認することができる。この場合むしろ共同関係の創出が自家経営にとっても有利になる経営内容を選択していることが注目できる。したがって地主的共存共栄主義が一般にともなう「温情」も、少なくとも経営レベルでは現れない。生産過程にかかる果樹組合による厳重な相互規制は、小商品生産者間の対等な利害に根ざしている。またそうでなければ貞五郎についてくる生産者はいなかったであろう。さらに果樹組合は生産者間の合理的機能的性格を基本的にもっている。それは農会にも産業組合にも吸収されえるものとは考えられていなかった。明治期に貞五郎が同族間の信用組織として再編した一心構との区別も明瞭である（果樹組合規約制定当時のメンバーには中沢姓は貞五郎家を含め2戸である。それは他の中沢諸家が当時果樹生産を行っていなかったからである）。果樹組合は機能集団であり、これを組織した貞五郎の内面で進行している温情あるいは親方的な小作・子方支配の一定の機能分化の姿をここに見ることができる。

しかしこの共同関係は私的利害を否定するものではないとしても、矛盾なく共存しあう関係にあるとは必ずしもいえない。私的利害が全面的でなくとも基本的に地主的地位と無縁でない限り、そこに耕作地主と自・小作以下層との対抗関係は依然存続する。貞五郎が産業組合長として「調停」に一応の成功を取めたとしても、それが地主・小作問題の「解決」にならないことは明かである。貞五郎におけるリンゴ生産に立脚した経営的機能分化という展開基軸も、農村社会の具体的場面でとくに昭和期以降いかに展開するかは別途検討されなければならない今後の課題である。

小 括

本稿のはじめに耕作地主の展開方向として、生産・経営への関わりという点から保守的・消極的存在形態と進取的・積極的存在形態の二種に区別する必要性を述べた。そこで本稿の小括として、以上の中沢家の経営分析を通じて、この二区分についてさらに以下の点を整理・指摘できるように思われる。

第1には、大正期農村社会に成長する小商品生産の動態と内在的に肯定的に連関していく耕作地主が、生産・経営への進取的・積極的にかかわりの少なくともひとつの重要な形態ということが出来る。この場合、小商品生産の内容において何をいかに生産するかが問題である。つま

り単に自ら小商品生産をするという以上に、小商品生産者の利害に即した新たな生産体制への展望が耕作地主経営に内在していることが必要である。中沢家の事例でこの小商品が米でも繭でもなかったのはこの展望の端的な現れである。すなわち小商品生産者の利害を基礎に組織化するには、米はあまりにも地主体制に深く組み込まれていた。真島村の小作地率は畑が28%に対し田は44%である（昭和2年）。この組織化が畑作物においてこそ高い可能性をもっているのはむしろ当然といえよう。一方畑に立脚した小商品生産としては繭がある。しかし雇用労働力が確保し難くなる大正後期にかけて養蚕経営規模拡大はしだいに困難化する。この点に加えて一般的な養蚕生産力の不安定性および製糸資本と繭商人の構造的優位性が存在する。しかも養蚕経営内部には組織化をめざす生産・労働上の契機は希薄であったといえよう（ただし組合製糸の発達という途が十分成立の余地をもっていたことは県内各地の実態が示している）。そこで選択されたのがリンゴであった。リンゴは第1次大戦後の好景気が到来する都市部で「向上した生活には好適な作物」²⁴⁾と位置づけられるようになったこと、端的には消費者と直結しうる（繭のように産業資本と直結している生産物ではない）農産物市場の旗手になりえたことも、この選択を促した要因と考えられる。戦前日本資本主義の構造的一環としての農業の歴史的性格を代表する米と繭ではない農産物＝都市消費対象が新たな小商品生産対象として位置づけられる状況が、都市にもまた農村にも成長しつつあったといえることができる。

したがって大正期における小生産者の利害に即した新たな生産体制とは、新たな市場開拓をも含む小商品生産者の組織化という課題を伴うものである。それが大正期という資本主義の独占段階への移行のなかで必然化される小商品生産者の組織化という事態に深く関わっていることはいうまでもない。そこで耕作地主の進取性、積極性はさらに、小商品生産の動態と相互規定関係にある生産者組織化と不可分である。これが第2点である。しかしこの組織化は後年昭和恐慌から農村が脱却する方法としての体制的な産業組合運動主義とは区別されるべきであろう。そうではなく、ここには耕作地主をしていかにその経営発展と結合しうる可能性を当該組織化にもたせるかが問題である。また農業経営上の利害に立脚するかぎり、その組織は非合理的伝統的支配から自由になる方向性をもつはずである。元来、進取的・積極的存在形態には守旧的農村社会の構造を変革する要因が組み込まれている。小商品生産者の組織化には、たとえ萌芽的にしろ、伝統的農村諸組織との矛盾関係が内在すると考えられる。そこで第3には、この組織化との関連で当然発生する耕作地主の保守的地主的側面の動向が問題になる。この点は地主制という日本資本主義の構造・体制の温存が個別耕作地主の活動レベルの問題を複雑化する点が考えられる。この点の考察はなお昭和期に引き継がれねばならないが、一般的に小作争議に動揺する当面の大正期においては、むしろ個別耕作地主の活動局面で、自らの存続の論理の主要な一環に第1、第2の進取性・積極性が取り入れられざるをえないことを中沢家の経営展開が十分に示していると思われる。

24) 前掲『長野県果樹発達史』112頁。

〈資料1〉

大正2年3月15日
組合規約
駆除予防法
共同購入法

真島果樹組合

真島果樹組合規約

- 第1條 本組合ハ果樹栽培ノ改良発達及ビ病虫害ノ駆除其他組合員協同ノ利益ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第2條 前條ノ目的ヲ達センガ為メ左ノ事業ヲ行フモノトス
1. 講話講習会ノ開設
 1. 園芸ニ関スル新刊図書及ビ雑誌購入
 1. 苗木ノ検査及ビ消毒
 1. 病虫害駆除予防用ノ器具及器械ノ設備
 1. 駆除予防用藥品其材料ノ協同購入
 1. 病虫害ノ協同駆除及ビ協同薬剤ノ調製
 1. 果実品位ノ改良ニ関スル事項
- 第3條 本組合ハ真島果樹組合ト称ス
- 第4條 本組合ハ事務所ヲ真島村大字真島2,367番地ニ置ク
- 第5條 本組合ハ果樹業者ヲ以テ組織ス
但シ隣地ノ栽植者ハ強テ加入ヲ勧誘スル者トス
- 第6條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
1. 組合長1名 副組合長1名
 1. 実査員8
- 第7條 組合長ハ事務ヲ総理シ總會ノ際ハ議長トナル副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス実査員ハ組合長ノ命ヲ受ケ事務執行後之ヲ実査シ其他重要ナル事項ヲ評議ス
- 第8條 役員ハ各名誉職トシ總會ノ際組合員之ヲ選出ス
- 第9條 役員ノ任期ハ各3ケ年トス
- 第10條 事務ノ執行法ハ別ニ之ヲ定ム
- 第11條 總會ハ年1回1月中ニ之ヲ開ク小集会ハ組合長必要ト認メタルトキ及ビ組合員多数ノ請求ニ依リ之ヲ開ク
- 第12條 會計ノ年度ハ1月1日ニ始マリ12月31日ニ終ルコトトス
- 第13條 組合長ハ年度ノ予算案及事業目論見案ヲ作製シ總會ノ決議ヲ經前年度ノ決議書及ビ事業報告書ヲ總會ニ報告シ認定ヲ受クル者トス
- 第14條 組合ノ経費ハ組合ノ純益ヲ以ラ充ツル外組合員ノ負担トス但シ負担ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム
- 第15條 新ニ加入セントスル者ハ組合長ノ承諾ヲ得栽培調書ニ加入金ヲ添江提出スル者トス
- 第16條 脱退者ニハ既設ノ金品ハ之ヲ分配セザル者トス
- 付則
- 第17條 組合員ハ創立費トシラ金10銭宛負担スル者トス
右規約条項締結ノ証トシラ記名捺印スルモノナリ
大正2年3月15日作成

〈資料2〉

真島村果樹組合病虫害駆除予防法

- 1項 組合員ハ毎年春秋二季定ムル期間内ニ定ムル期間内ニ定ムル方法ニ依リ必ズ駆除予防ヲ励行スルコト春秋ノ間ト雖トモ必要ヲ認ムル場合ニ於テ駆除ノ励行ヲ為ス事アルベシ
- 2項 組合長ハ駆除ノ期日方法ヲ定メ一週間前ニ実査員ヲシテ組合員ニ通知セシムルモノトス
- 3項 実査員ハ毎駆除励行後ニ於テ同業者ノ果樹園ヲ巡回シ公平無私ナル審査ヲ遂ゲ其不十分ナルモノヲ組合長ニ報告シ組合長ハ更ニ期日ヲ定メ駆除再行ヲ通告スルモノトス
- 4項 前項ノ通告ヲ受ケタルモノハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ズ
- 5項 再行ノ通知ヲ受ケタル組合員若シ其期間内ニ於テ再行ノ駆除ヲ為サザルトキハ人夫ヲ使役シ其駆除ニ当ラシメ実費ノ弁償ヲナサシムルモノトス
- 6項 前項ノ弁償ニ応ゼザルトキハ強硬ノ説諭ヲ与ヘ尚応ゼザルトキハ其果樹ヲ焼棄スルモノトス
- 7項 既植果樹剪枝ノ方法及植込ノ距離ハ当分各個ノ随意ニ任スルノ外ナキモ成ル可ク密植セザルト適度ノ剪枝ヲ行ヒ病虫害ノ発生ヲ誘起スルガ如キ事ヲナカランヲ要ス
- 8項 新ニ栽植セントスルトキハ其種類本数ヲ組合長ニ報告シ実査員ハ其苗木ヲ検査シ病虫害ノ付着シタルモノハ消毒シ尚甚シキモノハ栽植ヲ停止スル事アル可シ
- 9項 剪枝ヲ行ヒタル切口ニハ必ズコールタール又ハボルドー液ヲ塗抹ス可シ

〈資料3〉

真島果樹組合薬剤及器具共同購入並ニ調整法

- 1項 組合員ハ其年入用ノ薬剤及原料ノ数量ヲ総会迄ニ組合長ヘ申出ルモノトス但シ金額ノ多キモノハ内入金ヲ為スモノトス
- 2項 組合長ハ組合員ノ申出ヲ取纏メ必用高ヲ購入シ事務所ニ備ヘ置モノトス但シ臨時用品ハ此ノ限りニアラズ
- 3項 組合員ハ代金引替ニ物品ノ分配ヲ受クルモノトス
- 4項 物品分配ノ時ニ当リ市場ノ價格ト大差ヲ生ジタルトキニ斟酌シテ定価ヲ定メ其差額ハ組合ノ損益ニ期スルモノトス
- 5項 組合ニ備ヘ付ナキ器具器械ト雖トモ組合員ノ必需品ハ借入レ融通スルモノトス但使用者ハ相当ノ使用料ヲ支払フモノトス
- 6項 共同薬剤調製ニ当リ繁忙期ニテ雇人ヲ調製シタルトキハ其賃金割合モ徴収スルモノトス
- 7項 購入品ニ付人夫賃及車賃等ヲ要シタルトキハ物品分配ノ際其分担ヲ徴収スルモノトス

大正2年3月15日

〈資料4〉

大正2年真島果樹組合事業報告

- 3月9日 古屋敷林橋園内ニ果樹栽培者ヲ参会シテ規約起草委員7名ヲ選出ス
 - 3月10日 規約起草委員小山誠小山豊松小山仁平小山寿三郎中沢貞五郎出席規約起草ス
 - 3月15日 創立総会ヲ開ク出席者35名真島果樹組合規約真島果樹組合病虫害駆除予防法真島果樹組合薬剤及器具共同購入並ニ調製法ヲ議定シ役員選挙ノ結果組合長ニ中沢貞五郎副組合長ニ小山要太郎実査員ニ小山豊松小山慶太郎中沢嘉作鈴木令太郎島田市太郎羽生田良統小山仁平当選就任ス
- 大正2年予算事業目論見ヲ決定ス

- 3月28日 組合ニ於テ長野県農事試験場及三輪村浅川村長野市往生寺方面へ視察旅行ヲ主催ス参加視察旅行者15名ナリ
- 4月11日及12日 真島村農会ト合同シテ長野県農事試験場技手藤井芳一氏ヲ招待シテ真島村役場内ニ苹果栽培ニ関スル講話会並ニ実地指導ヲ受ク参会者毎日30名以上ナリ
- 4月17日 小山広太郎氏果樹園内ニ小集会ヲ催シ薬剤共同調製ヲ行フ参会者10名ナリ
- 9月15日 小山要太郎氏果樹園内ニ小集会ヲ催シ日本園芸会長野支会品評会及大正博覧会出品物ヲ組合ニ於テ取扱フ事ニ決定ス参会者6名
- 10月4日 日本園芸会長野支会へ出品物35点取纏メ送付ス
右出品中10月9日授賞者2等1名4等4名アリタリ
- 11月6日 大正博覧会出品物5点ヲ取纏メ長野県農事試験場へ送付シタリ
- 12月31日 現在組合員38名ニシテ本年度栽培反別及収量等左ノ如シ
大正3年真島果樹組合事業報告書
- 1月25日 組合長宅ニ於テ組合員総会開設大正3年予算及事業目論見決定大正2年事業報告及収支決算書認定ス出席組合員16名
- 1月31日 前年開設ノ日本園芸会長野支会品評会へ出品物寄贈ニ対スル支部長ヨリ謝22通到着ニ付各人へ分配ス
- 2月24日、25日、26日ノ3日間長野県農事試験場技手藤井芳一氏ヲ招聘シテ真島村農会ト合同シテ園芸講習会及大小麦作ノ試験成績報告会ヲ兼ね且ツ羽生田良統中沢清五郎経営ノ果樹園内ニテ実地ノ指導ヲ受ク
- 3月28日 更級郡役所ヨリ東京大正博覧会出席人ノ汽車賃割引券ノ交付ヲ受ケ出品人へ分配ス
- 3月16日 組合員ノ栽培ニ係ル苹果木数及結果樹調査真島村役場へ提出ス
- 3月28日 更級郡栄村小林広作ヨリ米沢式噴霧器2台及4月12日同2台購入シ其後組合員ノ申出ニヨリ4台共分譲ス
- 4月7日 更級郡農会並ニ真島村農会へ噴霧器補助金下付方申請書提出シ5月11日真島村農会ヨリ金3円補助ヲ受ク但補助金ノ半額ハ譲受人へ1台ニ付金37銭5厘宛分配ス其人名金充仁太郎小山広太郎中沢源士郎ノ4人ナリ
- 4月15日 視察旅行ヲ主催シ西寺尾村典厩寺ニ集合シ郡立更級農学校果樹園參觀教諭酒和長三郎氏ノ説明ヲ受ケ夫ヨリ八幡村八幡宮へ参詣桑原村大雲寺ニテ観桜シ字中原和田連治郎氏ノ果樹園視察其他数氏ノ園ヲ見テ帰路ニ就ク参会者4名
- 5月15日 臨時組合員総会ヲ事務所内ニ開ク出席者9名噴霧器ニ関スル事項ヲ決定ス
- 6月13日 長野県農事試験場照会ニ付組合員ノ栽培反別調査ヲ送ル
- 9月14日ヨリ 組合長ハ組合員ノ果樹園視察ヲ兼品評会へ出品及苹果審査会へ出品方勧誘ニ一巡ス
- 10月11日 長野市域山ニ於テ苹果栽培者主催ノ苹果審査会へ出席者9名内苹果持参人5名ニシテ賞状ノ交付ヲ得タルモノ3等中源源士郎4等小山豊松金充仁太郎ノ3名ナリ
- 10月28日 日本園芸会新潟県支会主催長野県富山県参加第6回園芸品評会へ出品物22点(石油桐2ケ)取纏更級郡農会へ持参ス10月8日賞状ニ擬セラレタルモノ苹果3等中沢源士郎褒状小山豊松充仁太郎柳原竹治郎ノ4名ナリ
- 9月21日 組合員中希望者協同シテ苹果及柿ノ共同販売ヲ開始ス其成績ハ参考トシテ別紙ニ報告ス
- 11月9日 更級郡役所ニ於テ東京大正博覧会ノ賞状交付アリ組合員ノ苹果ノ褒状ヲ受ケタルモノ中沢源士郎ノ1名
- 12月31日 現在組合員ノ総数ハ46名ナリ
組合員ノ栽培反別樹数収量価格ノ大要左ノ如シ